

## はじめに

国立大学法人東北大学では、大学の安全保障輸出管理活動におけるフロントランナーとして、平成 22 年 3 月に安全保障輸出管理規程を制定して安全保障輸出管理を本学のコンプライアンス活動に組み込み、輸出管理体制を構築して、実効的な輸出管理の実践に格段の努力を傾注してきました。

このたび上梓しました「平成 29 年度活動報告書」は、本学の輸出管理に係る活動状況の全貌を取りまとめたものです。

世界の主要国では、大量破壊兵器等に転用される可能性がある貨物や技術が、国際社会の平和や安全を脅かす国家やテロリストに流出することを防ぐため、輸出管理のための国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して安全保障輸出管理の取組を展開しています。我が国でも、そのレジームで決定された取組を外国為替及び外国貿易法（外為法）とその関連法令に基づき実行しています。この外為法に基づく安全保障輸出管理の要諦は、国際的な平和と安全の維持を妨げるおそれがあると認められる場合に、貨物の輸出又は技術の提供に際して、輸出管理当局の許可の仕組みを通じてそれを適切にコントロールすることにあります。

本学の教育研究活動の現況をみると、人類社会の様々な課題に挑戦し、人類社会の発展に貢献する「世界リーディング・ユニバーシティ」であることを目指して、留学生や外国人研究者の戦略的受入れ、海外機関との連携強化、国際産学連携の推進など大学自体がグローバルするよう自己変革を加速させています。一方、近年の国際情勢に目を転じれば、ミサイル発射事件やテロ事件など世界の様相が激しく変動しているなか、機微技術の流出に万全を期すことが国際安全保障政策の重要な一部を形成しています。

大学における研究は、その研究成果を広く公開することが前提とされています。大学における研究内容や成果には、大量破壊兵器等に転用される可能性がある機微技術も数多くあります。

輸出管理というと、グローバルな教育研究活動に一定の規制をかける印象を持ち、とかくやらされ感を持つ大学教員も少なくありません。しかし、そもそも輸出管理は、グローバルな教育研究活動を展開するために管理対象技術のリスクを審査・判定するツールです。むしろ大学教員各人の自由な教育研究環境を法的・社会的リスクから守り、安心できる教育研究活動を保証するための手続なのです。

どれほど精緻に考えられた安全保障輸出管理の仕組みでも、経営層はもとより教職員一人ひとりが、問題認識を共有し、正しい行動を実践し続けなければ、法的・社会的リスクを回避することができません。そのためには、安全保障輸出管理の情報がわかりやすい形で教職員一人ひとりに届くようにすることが重要です。本学では、平成 29 年度に本学独

自の「安全保障輸出管理講習」(2部構成)の動画を活用した研修をスタートさせました。

輸出管理の実践を教職員一人ひとりにとって、国際社会の期待に応えていくための職業的役割の重要な基礎的プロセスであると考え、教育研究活動の中に日常的なものとして組み込まれるよう更なる主体的な努力の継続を期待しています。

末筆ではありますが、本報告書が本学における輸出管理の理解の一助となると同時に、我が国の大学・産業界等における輸出管理の課題共有と取組の追求に些かなりとも役立てば幸いです。

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理統括責任者  
副学長(法務コンプライアンス担当) 兵頭英治

東北大学における安全保障輸出管理

平成29年度活動報告書

## 目 次

第1章 活動状況	…………… 1
第2章 判定手続等の取扱実績	…………… 5
第3章 調査	…………… 11
第4章 教育・普及啓発活動	…………… 13
第5章 監査	…………… 15
第6章 学外との連携活動等	…………… 19

### 資料

1. 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程	…………… 23
2. 東北大学安全保障輸出管理体制図	…………… 31
(参考資料1) 本部責任者等名簿(30.3.31現在)	…………… 32
(参考資料2) 委員会名簿(30.3.31現在)	…………… 33
(参考資料3) 委員会アドバイザー名簿(30.3.31現在)	…………… 35
(参考資料4) 輸出管理アドバイザー名簿(30.3.31現在)	…………… 36
(参考資料5) 輸出管理担当者名簿(30.3.31現在)	…………… 37
3. 基本フロー図	…………… 39
4. 判定手続のフロー図	…………… 40
5. 終了前確認チェックフロー図	…………… 41
6. 「東北大学新任教員研修会」平成29年度研修会資料(抜粋)	…………… 42
7. 「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」平成29年度教員全学講習会資料	…………… 44
8. 「文部科学省、経済産業省主催説明会」大学等向け安全保障貿易管理説明会資料(抜粋) ～東北大学における安全保障輸出管理～	…………… 66



## 第1章 活動状況

本学では、平成22年3月に安全保障輸出管理体制が発足して以降、国際的な平和及び安全の維持を目的とした外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）を遵守するとともに、大学の国際化や研究環境の変化等、本学の実情に即した輸出管理の制度構築および運用について、様々な取り組みを行ってきた。

以下、Ⅰにおいて平成29年度に行った改善・充実のための種々の取り組みのうち主なものを紹介し、また、Ⅱにおいては委員会の実施状況、本学の輸出管理の状況を報告する。

### Ⅰ. 改善・充実のための主な取り組み

平成29年度に行った改善・充実のための主な取り組みは以下のとおりである。

#### 1. けん制体制（教員に対する事務サポート）の充実・強化

本学では、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」）におけるけん制体制（教員に対する事務サポート）の充実・強化のため、事務関係部署との連携等に関する様々な活動を行っている。

輸出管理体制が発足して8年が経過し、輸出管理に対する理解が全学的に浸透したことに伴い、安全保障輸出管理室（以下「輸出管理室」）からの働きかけのみならず事務関係部署からの提案により、各部署において作成している各種書類等に輸出管理手続きの実施等に関する記載の依頼を受けて対応した事例が増加した。

##### 【取り組み】

- ・「教職員向け外国人留学生・研究者受入れガイド」の作成に際し、留学生課の依頼により同ガイドに安全保障輸出管理に関する項目を記載した。
- ・競争的資金等の公募情報について、産学連携課の依頼により海外の機関等との共同研究・共同申請の公募の際は、事前に輸出管理手続きの可否を輸出管理 HP 等にて確認することを公募情報に加えた。

#### 2. 安全保障輸出管理手続きに関する注意喚起

本学における輸出管理については、国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（以下「規程」資料1を参照）により、適正な管理体制や手続き等を定めているが、具体的な手続き方法などについては、都度事務連絡等を発出して対応の補完を行っている。

##### 【取り組み】

- ・留学生の所属部局と配属部局（指導教員の所属部局）とが異なる場合には、双方の部局担当者等は、情報の共有を図り、輸出管理シートの提出漏れ等が起きないように、「輸出管

理における部局間連携への対応について」として、過去に各部局担当者宛で事務連絡を发出していたが、留学生の受入れに際し、輸出管理シートによる輸出管理手続きの確認を口頭のみで実施することにより提出漏れとなっていた事例が確認された。このため、対応の徹底について対応例とともに事務連絡を发出した。

(平成29年7月4日付事務連絡:輸出管理における部局間連携への対応の徹底について)

・ダブルディグリープログラム等の開始に伴い、留学生の受入れる場合のほか、本学学生等を外国機関に派遣する場合であっても、外為法規制の技術の提供が行われるときは、輸出管理手続きを実施するよう、事務連絡を发出した。

(平成30年1月5日付事務連絡:国際共同大学院プログラム及び国際共同研究等における安全保障輸出管理手続きについて)

### 3. 安全保障輸出管理委員会の運営改善

本学安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」)については、開催形式と書面形式によりその審議を行っている(Ⅱ.委員会の活動状況を参照)が、書面形式の回答フォームについて以下のとおり改善した。

#### 【取組み】

・委員会において書面審議については、各委員が委員会用HPにアクセス(アクセスは委員限定)し会議資料を確認した後、審議結果を回答フォームに記入、e-mailに添付ファイルで安全保障輸出管理室に送信することとしていたが、委員の負担軽減のため、審議結果をWEB上で入力するだけで審議報告が完了するように回答フォームの改正を実施した。

### 4. 調査票の改訂

調査については、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものと規程で定めており、以下により改訂した。(調査内容については、第3章を参照)

#### 【取組み】

・平成29年度は、リスト規制技術等の保有状況のほか、技術提供時における手続き等の理解度を調査確認することによって、各研究室等における管理状況を把握するとともに管理意識の向上を図ることを目的として、調査票の改訂を行った。

### 5. 輸出管理に関する教育・普及啓発の展開

外為法等に基づく我が国の輸出管理規制、大学における輸出管理の必要性の認識及び規程等に基づく本学の輸出管理体制、手続・管理業務内容等について、教職員の理解促進を図るため、「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」(資料7を参照)を開催している。

### 【取組み】

・主に教員を対象とした「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」については、年に2回（Ⅱ. 委員会の活動状況「普及・啓発活動」を参照）開催しているが、日時が限られることから、より多くの教職員が受講できるよう、講習会の動画を作成し e-learning による動画配信を開始した。

## 6. 安全保障輸出管理HPの充実

学内で実施した該非判定等について、申請者から公開の同意を得た後、貨物又は技術の種類等により分類して公開しているが、リスト規制の改訂や輸出されることが多い貨物等を踏まえて、該非判定一覧の更新を行った。

## 7. その他（今後に向けた取組み及び課題）

次年度以降に向けた取り組みとして、輸出管理シートに関する業務のシステム化について、情報推進課との連携を開始した。今後の展開として、システム上での輸出管理シートの作成や入力した情報から一覧管理を実施する等のシステム構築を予定しており、教職員による輸出管理シート作成業務の負担軽減、システム化による一覧管理等、事務担当者の関連業務の省力化を目指す。

また、輸出管理体制構築からの経年に伴い、これまでの管理運用が形骸化することがないよう、その防止に努めることはもとより、体制や委員会組織規模の見直し等も含め、実効性のある輸出管理の実施が今後の課題である。

## Ⅱ. 委員会の活動状況

平成29年度の安全保障輸出管理委員会の活動は以下のとおりである。

### 【委員会等】

- ・概ね1回/月開催（開催形式と書面形式を併用）、本委員会前に委員長、副委員長及び輸出管理マネージャーによる事前審査を実施。
- ・委員会での主な審議は、規程細則等の改正関係、懸念先からの受入れ等。

### 【普及・啓発活動】

- ・教員向け講習会及び実務担当者向け説明会を2回/年開催。そのほか、1回/年アドバイザー研修会を実施（詳細については第4章を参照）。

### 【監査・評価活動】

- ・9月～10月にかけて一次監査（書面監査）及び二次監査（実地監査）を実施（詳細については第5章を参照）。

●平成29年度安全保障輸出管理委員会活動状況

年月	委員会等	普及・啓発活動	監査・評価活動
平成29年 4月	4/11 事前審査 4/27 第1回委員会（開催）	4/7 教員全学講習会（工学部）	
5月	5/9 事前審査 第2回委員会（書面）	5/18, 24, 25 教員全学講習会 （片平、北青葉山、星陵、 青葉山新キャンパス） 5/31 実務担当者向け説明会	
6月	6/13 事前審査 6/27 第3回委員会（開催）	6/27 アドバイザー研修	
7月	7/14 事前審査 第4回委員会（書面）		
8月	休会		
9月	9/1 事前審査 第5回委員会（書面）		定期監査 下旬～10月上旬
10月	10/16 事前審査 第6回委員会（書面）	10/6 教員全学講習会（工学部）	定期監査 9月下旬～上旬
11月	11/14 事前審査 第7回委員会（書面）	11/22, 29 教員全学講習会 （片平、北青葉山、星陵）	
12月	12/5 事前審査 第8回委員会（書面）	12/1 実務担当者向け説明会	
平成30年 1月	1/11 事前審査 第9回委員会（書面）		
2月	2/9 事前審査 第10回委員会（書面）		
3月	3/2 事前審査 第11回委員会（書面）		

## 第2章 判定手続等の取扱実績

この章では、本学の管理体制のうち、判定手続等の取扱実績を件数ベースで説明する。

なお、本学では、取引の懸念性の度合いに応じて段階的に手続書類（輸出管理シート）に記入する項目を増やし、判定手続きについても同様に取引の懸念性の度合いに応じた審査体制を構築し慎重な審査を実施している（濃淡管理の実施）。

### I. 判定手続等の構成

#### 1. 入口管理

##### ①判定手続（資料4参照）

##### 1) 事前確認（懸念性が低い取引）：部局限りで承認。

相手先等：ホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）

判定基準：例外規定に該当すること若しくは輸出貨物が非該当証明書を取得済みであることを確認した場合、又は懸念先からの訪問者等の受入れに関し公知の範囲内での技術提供である旨の誓約があった場合。

##### 2) 該非判定及び取引審査（懸念性が比較的高い取引）

：部局判定及び審査に加え輸出管理室において内容確認。

相手先等：ホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）

判定基準：提供技術が例外規定に該当しない場合又は非該当証明書を取得していない貨物を輸出する場合。

##### 3) 委員会審査（懸念性が高い取引）

：部局、輸出管理室による確認後、委員長及び副委員長による事前審査を経て委員会にて審議。最終的には統括責任者が承認。

相手先等：懸念先出身者及び在籍者（過去に在籍していた場合を含む）または輸出貨物及び提供技術の用途に懸念がある場合。

判定基準：輸出貨物及び提供技術の内容如何に関わらず実施。

#### 2. 中間管理

##### ①再判定手続

上記1. の判定手続を終えて取引を開始するまでの間、又は取引を開始した後、以下に該当する場合には改めて上記1. の判定手続を行う。

##### 1) 提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合。

##### 2) 受け入れた留学生等の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、又は国籍を有する国が新たに懸念国若しくは国連武器禁輸国・地域に指定された場合。

### 3. 出口管理

#### ① 終了前確認

上記1又は2 手続を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間（判定手続における審査の対象期間）終了後の進路先が確定した場合には、受入者である教員等は、原則として終了予定日の遅くとも1月前までに、終了前確認チェックフロー図（資料5参照）に従い終了前確認を行う。

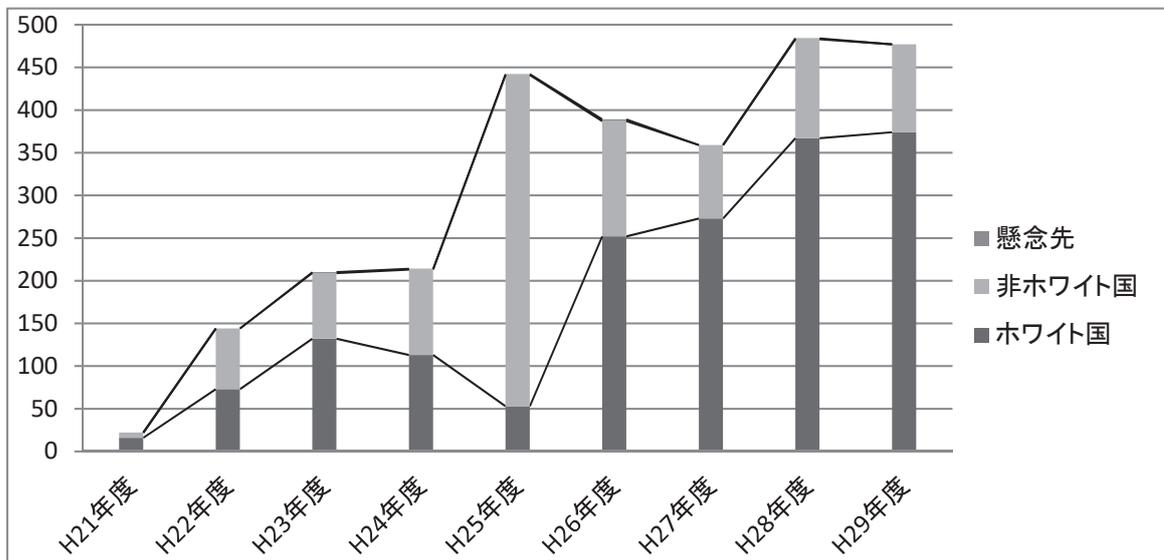
## II. 取扱実績

### 1. 判定手続の取扱実績

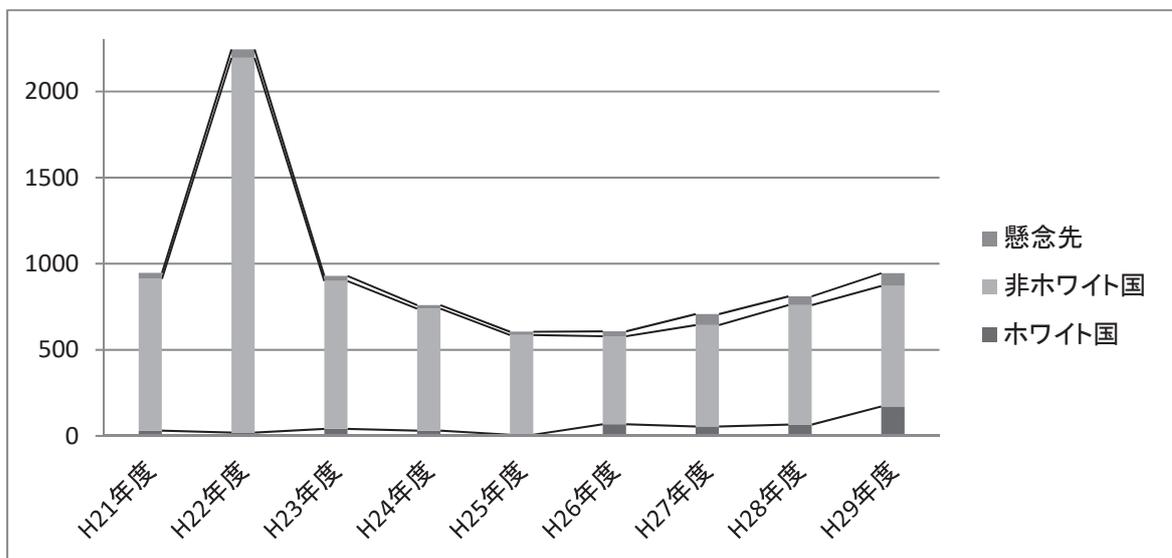
#### ① 判定手続き件数推移

種別	提供先所在国	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
貨物	ホワイト国	16	73	132	113	53	252	273	367	374
	非ホワイト国	6	71	77	100	388	135	86	116	103
	懸念先	0	0	1	1	1	2	0	1	0
	計	22	144	210	214	442	389	359	484	477
役務	ホワイト国	31	20	41	31	7	68	55	66	171
	非ホワイト国	881	2175	858	708	579	511	588	693	700
	懸念先	35	49	30	20	19	28	64	51	74
	計	947	2244	929	759	605	607	707	810	945
合計		969	2388	1139	973	1047	996	1066	1294	1422

#### ・貨物



#### ・役務



② 平成29年度取扱件数及び判定結果

種別	提供先所在国	件数	リスト規制該当		リスト規制 非該当
			経産省への許 可申請案件	ホワイト包括許 可適用案件	
貨物	ホワイト国	374	0	7	367
	非ホワイト国	103	3	—	100
	懸念先	0	0	—	0
	計	477	3	7	467
役務 (受入、 技術提供)	ホワイト国	171	0	2	169
	非ホワイト国	700	4	—	696
	懸念先	74	0	—	74
	計	945	4	2	939
合計		1422	7	9	1406

③ 平成29年度月別取扱件数

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件	36	91	128	76	94	94	57	62	53	77	72	41	881
貨物の輸出(非該当証明書)	0	2	4	4	2	1	2	1	3	2	2	0	23
技術の提供・受入れ(例外規定)	36	89	124	72	92	93	55	61	50	75	70	41	858

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	23	36	27	30	31	29	11	15	19	22	19	18	280
貨物の輸出	23	33	24	28	31	29	10	14	18	21	19	17	267
(内訳) 輸出許可申請必要	1		1									1	3
(内訳) ホワイト包括許可適用						2	1						3
(内訳) 輸出許可申請不要	22	33	23	28	31	27	9	14	18	21	19	16	261
技術の提供・受入れ	0	3	3	2	0	0	1	1	1	1	0	1	13
(内訳) 役務取引許可申請必要				1									1
(内訳) ホワイト包括許可適用													0
(内訳) 役務取引許可申請不要		3	3	1			1	1	1	1		1	12

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	9	18	20	18	20	11	13	17	12	17	20	12	187
(内訳) 輸出許可申請必要					1								1
(内訳) ホワイト包括許可適用				2	1						1		4
(内訳) 輸出許可取得不要	9	18	20	16	18	11	13	17	12	17	19	12	182

●懸念先を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会開催回	1回	2回	3回	4回	-	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	
統括責任者の最終確認を経て承認した案件	2	4	5	6	0	7	3	4	3	3	5	4	46
貨物の輸出													0
技術の提供・受入れ(研究テーマの変更を含む)	2	4	5	6	0	7	3	4	3	3	5	4	46
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	1	4	5	6		4	1	3	2	1	3	3	33
(内訳) 軍事・国防関連機関	1					1			1	1			4
(内訳) 懸念国						1	1	1			1	1	5
(内訳) 国連武器禁輸国・地域						1	1			1	1		4
全学管理責任者裁定により承認した案件	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
貨物の輸出													0
技術の提供・受入れ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関							1						1
(内訳) 軍事・国防関連機関													0
(内訳) 懸念国													0
(内訳) 国連武器禁輸国・地域													0
事前確認により取引を承認した案件	0	0	13	0	0	1	1	1	0	11	0	0	27
貨物の輸出(非該当証明書)													0
懸念先からの訪問者等の受入れ(誓約書提出)	0	0	13	0	0	1	1	1	0	11	0	0	27
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関			12			1	1			11			25
(内訳) 軍事・国防関連機関													0
(内訳) 懸念国			1					1					2
(内訳) 国連武器禁輸国・地域													0
合計	2	4	18	6	0	8	5	5	3	14	5	4	74

●スーパーコンピュータ利用申請

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
居住性等を確認した案件	12	7	9	4	3	5	1	1	2	1	2	6	53
(内訳) 役務取引許可申請必要		1								1			2
(内訳) ホワイト包括許可適用			1			1							2
(内訳) 役務取引許可取得不要	12	6	8	4	3	4	1	1	2		2	6	49

## 2. 終了前確認の取扱実績

### ① 取扱件数推移

懸念先以外として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	1	4	0	0	0	0	5
帰国時の貨物持ち帰り	0	4	1	0	0	3	1	9
合計	0	5	5	0	0	3	1	14

懸念先として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
提供技術の追加・変更有	2	0	1	2	2	3	3	13
帰国時の貨物持ち帰り	1	1	0	1	0	0	0	3
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	29	17	24	36	45	32	26	209
合計	32	18	25	39	47	35	29	225

### ② 平成29年度月別取扱件数

●懸念先以外として受入れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
届出があったが上記いずれにも 該当しない届出	0	2	0	2	0	2	0	0	2	0	2	0	10
計	0	2	0	2	0	2	0	0	2	1	2	0	11

●懸念先として受入れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
提供技術の追加・変更有	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	0	3	1	0	0	8	0	0	0	0	1	13	26
計	0	4	1	0	0	8	0	0	0	0	1	15	29

### 第3章 調査

本学では、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行っている。それは、手続きの遺漏による外為法違反というリスクをできるだけ低減させるため、また、取引の主体である教員等に輸出管理の意識の涵養を図ることを目的として実施しているものである。

この調査の概要については、以下のとおりである。

#### I. 実施状況

##### 1. 実施時期

平成29年5月～6月

##### 2. 調査対象部局

すべての輸出管理対象部局

##### 3. 調査対象者

教員、技術提供を職務とする技術職員その他の職員。ただし、文系（非実験系）の教員等については、過去の調査において文系（非実験系）である旨回答した場合、調査の対象外

##### 4. 調査単位

研究室、技術部等。ただし、文系部局等において教員ごとに独立した教育研究活動が行われている場合については、各教員。

##### 5. 調査内容

リスト規制貨物・技術の保有状況（外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術に限る。）

技術提供時における手続き等の理解度を確認するアンケートについても併せて実施した。

##### 6. 調査結果

○総数：950件（研究室等の数）

○外国に輸出する予定のある貨物があると回答したもの（95件）のうち、当該貨物がリスト規制に該当する旨の回答が7件あった。（実際に輸出する際は、別途輸出管理室において該非を再度確認。）

○外国又は留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術があると回答したもの（163件）のうち、当該技術がリスト規制に該当する旨の回答が8件あった。（実際に技術提供を行う際は、別途輸出管理室において該非を再度確認。）

○アンケート調査の結果については、以下のとおり。

アンケート内容	はい	いいえ
研究室において、昨年度（平成 28 年度）受入れされた留学生や外国人研究者（以下留学生等）については、すべて安全保障輸出管理に関する承認を得ていますか。	99.5%	0.5%
上記 2 で受入れている留学生等については、すべて誓約書を取得していますか。	98.7%	1.3%
受入れの際、留学生等が懸念先または懸念情報を有する相手先に該当するか否かを以下のいずれの方法で確認していますか。	99.0%	1.0%
受入れた留学生等に対する提供技術が変更になる場合や受入期間を延長する場合に、輸出管理シートの再提出や研究期間延長を担当係に報告する等、手続きを行っていますか。	99.0%	1.0%
受入れた留学生等が受入期間を終了する場合、終了前確認に関する手続きを行っていますか。	99.1%	0.9%

上記アンケート結果のとおり、各研究室において、留学生や外国人研究者等への技術提供時の手続きについて、概ね正しく理解されていることが確認できた。

また、本アンケートにより手続きの未実施が判明したケースについては遡及的に手続きを実施し、いずれも法令違反等が無いことを確認済みである。

## 第4章 教育・普及啓発活動

本学では、輸出管理の必要性並びに外為法等及び本学の管理体制・手続き等の内容を理解させるとともに、その確実な実施を図るため、安全保障輸出管理委員会が、教育の基本方針に基づき、教員等に対し計画的に教育を行うこととしている。

本学における教育及び普及啓発活動の内容については、以下のとおりである。

### 1. 教員全学講習会【委員会開催分】

#### ①教員全学講習会（上半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

開催日時	会場・講師	参加人数
4月7日（金） 13:25～14:05	会場：工学研究科中央棟2階大会議室 【青葉山地区】 講師：吉見享祐委員長 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	107名
5月18日（木） 14:00～15:00	会場：青葉山コモンズ2階第5講義室 【青葉山新キャンパス】 講師：吉見享祐委員長	20名
5月24日（水） 11:00～12:00	会場：理学研究科合同C棟2階多目的室 【北青葉山地区】 講師：倉田祥一郎輸出管理委員会アドバイザー	33名
5月24日（水） 17:00～18:00	会場：医学系研究科 星陵会館2階大会議室 【星陵地区】 講師：倉田祥一郎輸出管理委員会アドバイザー	17名
5月25日（木） 11:00～12:00	会場：エクステンション教育研究棟1階部局長会議室 【片平地区】 講師：鴨志田和良副委員長	16名

#### ②教員全学講習会（下半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

開催日時	会場・講師	参加人数
10月6日（金） 13:00～13:40	会場：工学研究科中央棟2階大会議室 【青葉山地区】 講師：吉見享祐委員長 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	84名

11月22日(水) 13:30~14:30	会場：薬学研究科 C棟講義室 【北青葉山地区】 講師：吉見享祐委員長	37名
11月22日 (水) 17:30~18:30	会場：医学系研究科 星陵会館2階大会議室 【星陵地区】 講師：赤池孝章副委員長	12名
11月29日 (水) 10:00~11:00	会場：エクステンション教育研究棟1階部局長会議室 【片平地区】 講師：鴨志田和良副委員長	16名

## 2. 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会【委員会開催分】

### ①実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（上半期）

開催日時	会場	参加人数
5月31日(水) 14:00~16:00	会場：エクステンション教育研究棟1階部局長会議室 講師：輸出管理マネージャー 安全保障輸出管理室員	43名

### ②実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会（下半期）

開催日時	会場	参加人数
12月1日(金) 13:30~15:30	会場：エクステンション教育研究棟1階部局長会議室 講師：輸出管理マネージャー 安全保障輸出管理室員	59名

## 3. 安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】

### ①演題：『安全保障輸出管理アドバイザー研修会』

講師：吉見委員長

日時：6月27日(火)

会場：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

対象者：安全保障輸出管理アドバイザー

講演内容等：部局内で該非判定を中心に教員等又は安全保障輸出管理担当者に対し必要な助言を行う安全保障輸出管理アドバイザー向けの職能別研修として開催した。主なテーマとして、大学における安全保障輸出管理の背景と必要性、大学における安全保障輸出管理、事例紹介（貨物の輸出、懸念先からの受入れ）について説明した。

## 第5章 監査

本学では、本学における輸出管理が、外為法等及び本学の規程に基づき適正に実施されていることを確認するために、安全保障出管理委員会が、監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うこととしている。

定期監査の実施体制及び監査結果の概要のほか、その結果を踏まえた対応状況については、以下のとおりである。

### I. 実施体制

#### 1. 一次監査（書面監査）

##### ①監査対象部局

すべての輸出管理対象部局（46部局）

##### ③ 監査実施期間

平成29年8月4日（金）～平成29年9月14日（木）

##### ③監査方法

アンケート調査票に基づく書面監査

##### ④監査項目

- ・判定手続（事前確認、該非判定・取引審査）及び終了前確認の履行状況
- ・部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
- ・委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
- ・昨年度の監査における指摘事項への対応状況

##### ⑤監査対応

本部：安全保障輸出管理室

部局：輸出管理担当者 ※設問内容により、輸出管理アドバイザー又は所定の担当係

#### 2. 二次監査（実地監査）

##### ①監査対象部局

14部局

##### ②監査実施期間

平成29年9月21日（木）～平成29年10月24日（火）

##### ③監査方法

アンケート調査票の回答内容に基づくヒアリング及び現認による実地監査

##### ④監査項目

###### 【事務職員ヒアリング】

一次監査に同じ

【教員ヒアリング】

- ・委員会審査案件の管理状況
- ・学内制度の理解及び判定手続の履行状況

⑤監査対応

【事務職員ヒアリング】

本部：コンプライアンス推進課長及び安全保障輸出管理室員2名  
部局：輸出管理担当者（※部局により、その他実務補助者）及び所定の担当係（係長等又は実務担当者）

【教員ヒアリング】

本部：委員長、副委員長、コンプライアンス推進課長及び安全保障輸出管理室員2名  
部局：委員会審査案件の申請教員及び当該部局の輸出管理アドバイザー

II. 監査結果（概要）

1. 評価区分

(1) 優れた取組み・・・7件（3テーマ）

○判定手続の遺漏防止に関するもの
部局内に実験系と非実験系の教員が在籍しているが、教員から提出される調査票によりその区分を確認、一覧表を作成し管理することにより、留学生等の受入れの際の手続漏れの防止に努めている。【1部局】
国費外国人留学生（大学推薦）の手続きにおいて、募集通知の際に担当係より輸出管理手続きの実施を周知、更に申請書類受付時にも手続が完了していることを確認し手続漏れ防止に努めている。【1部局】
郵便物発送受付箱に判定手続きの履行について表示を行い、注意喚起を行っている。【1部局】
輸出管理担当者は、取引承認通知を作成し受入教員及び所定の担当係に連絡をするほか、教員と学生の所属が異なる場合、留学生の所属部局に対しても漏れなく通知を行っている。【1部局】
部局独自の外国人受入制度による申請書についても、客員研究員の受入調書と同様に安全保障輸出管理に関する手続き状況を確認する欄を設けて手続き漏れ防止に努めている。【1部局】
○部局内における普及啓発に関するもの
部局での事務説明会等において安全保障輸出管理の意味や手続きについて説明を行っている。部局内の管理体制整備に伴い増員された輸出管理アドバイザーに対し、部局アドバイザー統括者及び事務担当者から部局特有の研究内容に特化した安全保障輸出管理の概要やアドバイザー業務についての講習会を実施している。【1部局】

<b>○終了前確認に関するもの</b>	
受入期間終了予定の外国人留学生に対し進路先等の確認調査を実施する際、輸出管理の終了前確認の状況調査についても実施して終了前確認の手続き漏れ防止に努めている。	
【1部局】	

(2) 改善要請事項 . . . 該当なし

(3) 不適切事項 . . . 2件 (1テーマ)

<b>○判定手続きの履行に関するもの</b>	
現 状	教員が取引を行おうとするときは、輸出管理シートに基づき外為令の例外規定への該当の有無等について確認を行い、部局管理責任者の事前確認を得なければならないが、外国人研究者の受入れに当たって、 <u>安全保障輸出管理規程第20条及び細則第5条</u> に基づく輸出管理手続きを実施していない事例があった。【2部局】
指摘事項	外国人研究者の受入れについて、所定の担当係及び輸出管理担当者は、輸出管理手続き実施の可否を相互に確認するほか、輸出管理承認日等の伝達についてもその記録を残すなどして、輸出管理手続きの遺漏防止を徹底すること。

(4) 対応要望事項 . . . 5件 (3テーマ)

<b>○判定手続等の履行に関するもの</b>	
現 状	<u>安全保障輸出管理規程第20条及び細則第5条</u> により、教員が取引を行おうとするときは、チェックフロー図により輸出管理シートの提出の可否について確認しているが、所定の担当係のみでチェックフロー図を確認しており、その確認に誤りが見受けられた。【2部局】
指摘事項	手続きに関する確認結果等を書面として残していることは評価できるが、留学生等の受入れについては、提供する技術内容によって手続き方法が異なる場合があるため、最初に教員等がチェックフロー図で手続きの可否を確認した後に、担当係及び輸出管理担当者において情報共有するなどして確認することを求める。
<b>○判定手続等の遺漏防止に関するもの</b>	
現 状	JSPS 国際交流事業においては、教員の申請状況とともに輸出管理手続きの実施についても国際交流課から部局担当係に周知がなさ

	れているが、所定の担当係から輸出管理担当者に対して、輸出管理手続き状況を確認していないものがあった。【2部局】
指摘事項	本来は申請前に教員が輸出管理手続きを実施すべきものであるが（安全保障輸出管理規程第20条及び細則第5条による）、所定の担当係は、輸出管理手続きの遺漏を防ぐためにも、輸出管理担当者に手続きの可否を確認するとともに、その内容を記録しておくこと、また、輸出管理担当者においても手続き漏れ防止のため、手続き状況を所定の担当者と共有するなどして確認することを求める。
○誓約書の取得に関するもの	
現 状	輸出管理担当係は、 <u>細則第8条</u> により、研究生等から誓約書の提出を求めているが、一部受入時に誓約書の取得が確認されていないものがあった。 【1部局】
指摘事項	誓約書は、留学生・外国人研究者等が、その意に反し誤って外為法への違反により処分されることなく研究活動に専念できるよう提出いただくものであるため、受入手続きの書類として整理する等、漏れなく確認することを求める。

## 第6章 学外との連携活動等

### 1. 学外における研修会等への参加

#### ①経済産業省主催関係

- ・名称：平成29年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会（近畿（大阪））  
開催日：平成29年9月19日（火）  
会場：大阪合同庁舎（大阪）  
本学参加者：安全保障輸出管理室1名  
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等
- ・名称：平成29年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会（関東（東京））  
開催日：平成29年10月17日（火）  
会場：文部科学省（東京）  
本学参加者：安全保障輸出管理室1名  
内容：安全保障管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等
- ・名称：平成29年度 安全保障貿易管理説明会  
開催日：平成29年11月2日（木）  
会場：東北経済産業局（仙台）  
本学参加者：安全保障輸出管理室2名  
内容：安全保障輸出管理、法令順守のポイント
- ・名称：第1回東北地域大学輸出管理ネットワーク会議  
開催日：平成29年12月20日（水）  
会場：東北大学（仙台）  
本学参加者：安全保障輸出管理室3名

#### ②C I S T E C等主催関係

- ・名称：平成29年度 安全保障貿易管理研修会実務演習コース<該非判定>  
開催日：平成29年7月6日（木）  
会場：パシフィコ横浜（横浜）  
本学参加者：安全保障輸出管理室1名  
内容：該非等に関する政省令の解説、該非判定の手順等

- ・名称：平成29年度 安全保障貿易説明会（政省令等改正の説明）  
開催日：平成29年12月7日（木）  
会場：昭和女子大学（東京）  
本学参加者：安全保障輸出管理室1名  
内容：輸出管理関連政省令、告示及び通達等に係る改正の趣旨・概要

### ③その他

輸出管理デー・フォー・アカデミア実行委員会（EFA）主催

- ・名称：輸出管理DAY for ACADEMIA 2018  
開催日：平成30年2月27日（火）  
会場：芝浦工業大学 豊洲キャンパス（東京）  
本学参加者：安全保障輸出管理室1名  
内容：大学における研究活動と輸出管理上の課題等

## 2. 学外に向けた対応

文部科学省、経済産業省主催説明会における講演

- ・名称：平成29年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会（近畿（大阪））  
開催日：平成29年9月19日（火）  
会場：大阪合同庁舎（大阪）  
講演者：佐々木孝彦 前委員長（安全保障輸出管理委員会アドバイザー）  
内容：東北大学における安全保障輸出管理

- ・名称：第1回東北地域大学輸出管理ネットワーク会議  
開催日：平成29年12月20日（水）  
会場：東北大学（仙台）  
講演者：佐々木孝彦 前委員長（安全保障輸出管理委員会アドバイザー）  
内容：留学生／外国人研究者の入口・中間・出口管理

- ・名称：秋田県立大学安全保障輸出管理説明会  
開催日：平成30年3月19日（月）20日（火）  
会場：秋田県立大学  
講演者：佐々木孝彦 前委員長（安全保障輸出管理委員会アドバイザー）  
内容：安全保障輸出管理の概要と最近の状況  
日々の教育・研究活動での注意点

### 3. 学外からの来訪対応

- ・東海大学

ご来訪日：平成29年 4月19日（水）

- ・筑波大学

ご来訪日：平成29年10月25日（水）

- ・京都大学

ご来訪日：平成29年11月 9日（木）



# 資料

## ○国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

平成22年1月27日

規第1号

## 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 管理体制（第5条—第12条）
- 第3章 安全保障輸出管理委員会（第13条—第19条）
- 第4章 手続（第20条—第22条）
- 第5章 管理（第23条—第26条）
- 第6章 危機管理（第27条）
- 第7章 教育（第28条・第29条）
- 第8章 監査（第30条）
- 第9章 懲戒（第31条）
- 第10章 雑則（第32条・第33条）

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、本学の教員その他の職員（以下「教員等」という。）が行う技術（外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）の提供及び貨物（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸出に適用する。

## (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく命令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。）への技術の提供（非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供を含む。）をいい、情報交換に伴うものを含む。
- 三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること（外国に向けて貨物を携行すること及

び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。

四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

五 部局 各研究科、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程(平成16年規第1号)第20条第1項に規定する各機構、各学内共同教育研究施設等及び国立大学法人東北大学組織運営規程第22条から第29条までに規定するセンター等をいう。

六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。

七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判定することをいう。

九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

(基本方針)

第4条 本学における安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

二 取引に当たっては、外為法等及びこの規程(この規程により別に定めるものを含む。)を遵守すること。

三 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。

## 第2章 管理体制

(安全保障輸出管理最高責任者)

第5条 本学における輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、安全保障輸出管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。

2 最高責任者は、総長をもって充てる。

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 本学に、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括させるため、安全保障輸出管理統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置く。

2 統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(安全保障輸出全学管理責任者)

第7条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を掌理させるため、安全保障輸出全学管理責任者(以下「全学管理責任者」という。)を置く。

2 全学管理責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。

(安全保障輸出管理マネージャー)

第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー（以下「輸出管理マネージャー」という。）を置く。

2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める安全保障輸出管理室長をもって充てる。

(安全保障輸出管理室)

第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、安全保障輸出管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。

(安全保障輸出部局管理責任者等)

第10条 部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障輸出部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置く。

2 部局管理責任者は、部局の長をもって充てる。

3 部局管理責任者は、当該部局における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、その指名する教員等に業務を補佐させることができる。

(安全保障輸出管理アドバイザー)

第11条 部局管理責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における輸出管理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により輸出管理アドバイザーを置く場合において、部局の事情によって固有の輸出管理アドバイザーを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

3 輸出管理アドバイザーは、部局管理責任者が指名する教員等（前項の規定により複数の部局が合同で置く場合にあつては、当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の教員等）をもって充てる。

(安全保障輸出管理担当者)

第12条 部局に、当該部局の部局管理責任者の命を受け、当該部局における輸出管理に関する事務を処理させるため、安全保障輸出管理担当者（以下「輸出管理担当者」という。）を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

2 輸出管理担当者は、前項本文の規定に定める場合にあつては当該部局の部局管理責任者が指名する当該部局の事務職員をもって、前項ただし書の規定に定める場合にあつては当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

### 第3章 安全保障輸出管理委員会

(安全保障輸出管理委員会の設置)

第13条 本学に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 該非判定及び取引審査の本部判定の審議に関する事項
- 二 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項
- 四 統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項
- 五 その他輸出管理に関する重要事項

(組織)

第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
- 二 総務企画部長並びに総務企画部コンプライアンス推進課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長、財務部資産管理課長及び国際交流課長
- 三 輸出管理マネージャー
- 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長)

第16条 委員会の委員長は、全学管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第17条 第15条第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第18条 第15条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第19条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

#### 第4章 手続

(事前確認)

第20条 教員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の輸出管理シートに基づき外為令の例外規定（外為令第17条第5項の規定をいう。）への該当の有無等について確認を行い、該非判定及び取引審査の手続の要否について部局管理責任者の事前確認を得なければならない。

(該非判定・取引審査)

第21条 教員等は、前条により該非判定及び取引審査の手続を要する旨部局管理責任者の事前確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引その他別に定める取引を行おうとするときは、所定の輸出管理シートに基づき次に掲げる確認を行い、別に定めるところにより、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者による該非判定及び取引

審査を受け、その承認を得なければならない。

一 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術等に該当するか否かを確認すること。

二 輸出令の例外規定の確認 前号により輸出しようとする貨物がリスト規制貨物に該当することを確認した場合に、当該貨物が輸出令第4条第1項の規定に該当するか否かを確認すること。

三 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。

四 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。

2 教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて前条の規定により所定の輸出管理シートに基づき部局管理責任者の事前確認を得るものとする。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。

2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。

3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

## 第5章 管理

(調査)

第23条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、別に定めるところにより、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものとする。

(技術の提供管理)

第24条 教員等は、技術の提供を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第25条 教員等は、貨物の輸出を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

- 3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 4 教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続きを取り止め、全学管理責任者にその旨を報告しなければならない。
- 5 全学管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(文書等の保存等)

第26条 教員等は、輸出管理の手續に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 2 教員等は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、別に定めるところにより、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

## 第6章 危機管理

(通報及び報告)

第27条 教員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局管理責任者を經由して全学管理責任者にその旨を通報しなければならない。

- 2 全学管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を通報するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ最高責任者に報告し、対応について協議するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者は、取引審査において取引を承認した後（経済産業大臣の許可が必要な取引にあっては、当該許可が得られた後）、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれ、その他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、統括責任者にあっては最高責任者に、部局管理責任者又は全学管理責任者にあっては統括責任者を經由して最高責任者に遅滞なく報告し、対応について協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

## 第7章 教育

(教員等への教育)

第28条 外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

- 2 部局管理責任者は、当該部局の教員等に対し、輸出管理について理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

(学生等への教育)

第29条 教員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

#### 第8章 監査

(監査)

第30条 本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うものとする。

2 委員会は、前項の監査の実施に当たり必要と認めるときは、統括責任者が指名する教員等又は外為法等に関し専門的知識を有する教員等以外の者に行わせることができる。

#### 第9章 懲戒

(懲戒)

第31条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教員等及びこれに関与した教員等は、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

#### 第10章 雑則

(事務)

第32条 輸出管理に関する事務は、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成16年規第151号）の定めるところによる。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月1日から施行し、第26条第2項の規定は、平成21年11月1日以後の取引に係る文書、図画及び電磁的記録から適用する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年4月13日規第55号改正）

この規程は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月13日規第73号改正）

この規程は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成22年11月9日規第94号改正）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年2月9日規第4号改正）

- 1 この規程は、平成23年2月9日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第20条又は第21条の規定により事前確認又は該非判定及び取引審査の手続を行っている取引に係る事前確認又は該非判定及び取引審査の手続は、改正後の

第20条又は第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月11日規第94号改正）

この規程は、平成23年10月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成24年3月13日規第20号改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月8日規第64号改正）

この規程は、平成24年5月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は平成24年2月1日から、改正後の第15条第2号の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月23日規第79号改正）

この規程は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月22日規第98号改正）

この規程は、平成26年4月22日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月8日規第129号改正）

この規程は、平成26年7月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年12月22日規第158号改正）

この規程は、平成26年12月22日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年4月28日規第70号改正）

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

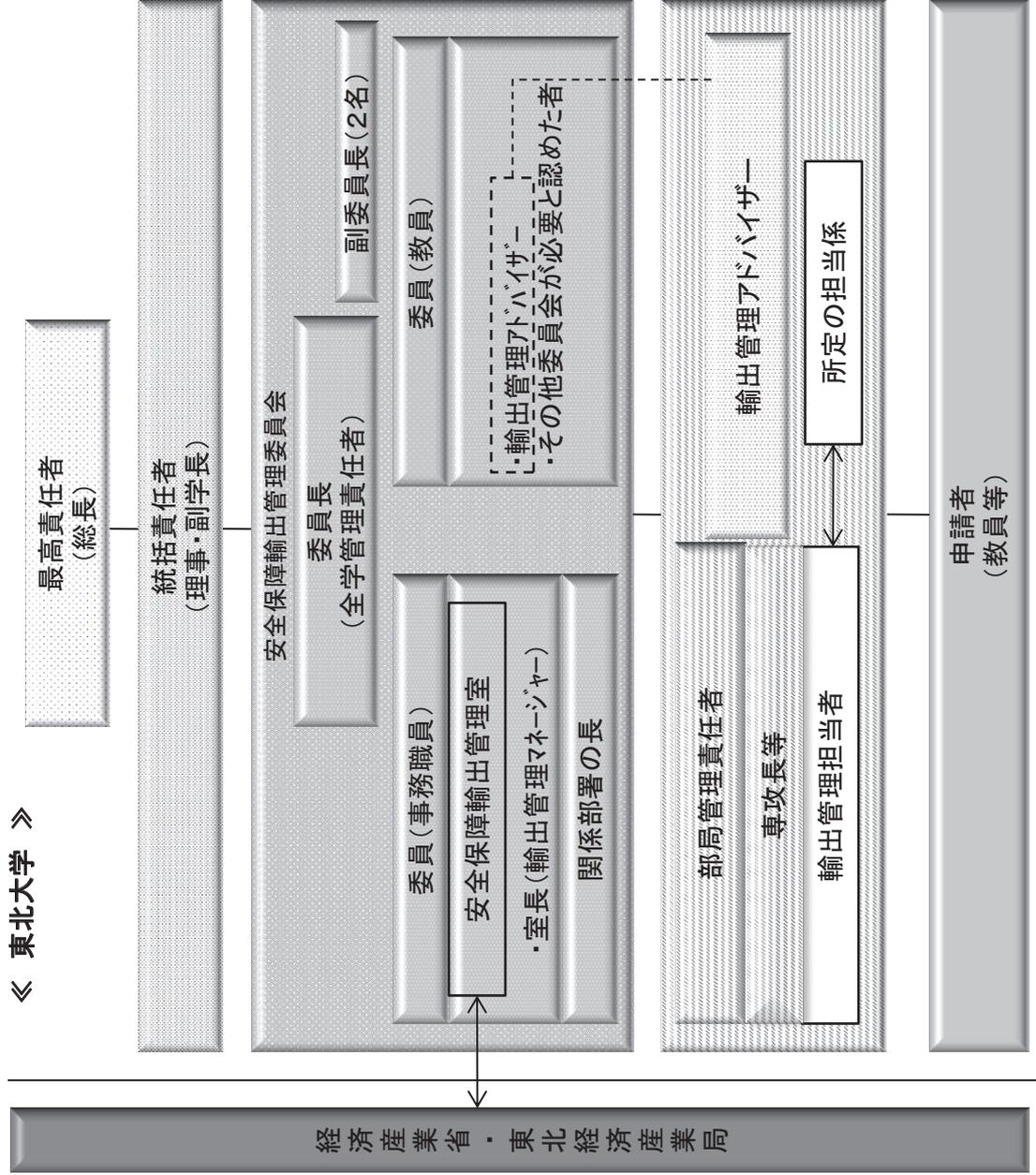
附 則（平成28年4月26日規第60号改正）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月25日規第98号改正）

この規程は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成29年4月1日から適用する。

# 東北大学安全保障輸出管理体制図



- ①基本方針・基本施策の決定
- ②規程の改廃
- ③危機発生時の対応策の最終決定
- ④輸出管理上の重要事項に関する決定

- ①輸出管理業務の統括
- ②規程に基づく細則等の制定及び改廃
- ③該非判定・取引審査の最終確認
- ④監査及び教育に係る基本方針の策定
- ⑤危機発生時の対応策の策定

- 【委員長・全学輸出管理責任者】
- ①輸出管理業務の実務上の統括
  - ②該非判定・取引審査の本部判定
  - ③危機発生時の統括及び情報管理
  - ④監査及び教育の実施(総括)
- 【安全保障輸出管理室・室長(輸出管理マネージャー)】
- ①全学管理責任者の補佐
  - ②教員等からの相談への対応
  - ③経産省への問い合わせ窓口
  - ④規程、細則等の立案
  - ⑤監査及び教育の実施(企画・実務)
  - ⑥危機発生時の初期対応・連絡調整
  - ⑦法令情報及び内外の情報の収集・整理
- 【安全保障輸出管理委員会】
- ①該非判定・取引審査の本部判定への助言
  - ②その他輸出管理に係る専門的助言

- ①部局における輸出管理業務の統括
- ②該非判定・取引審査の部局判定
- ③外国における技術・貨物の紛失・盗難時の通報
- ④危機発生時の報告

- ①外為法上の専門的助言

本部責任者等名簿(平成29年度)

責任者等	氏名	職名
最高責任者	里見 進	総長
統括責任者	兵頭 英治	副学長 (法務コンプライアンス担当)
委員長兼 全学管理責任者	吉見 享祐	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	赤池 孝章	大学院医学系研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	鴨志田 和良	原子分子材料科学高等研究機構 安全 衛生管理室長
委員兼 総務企画部長	齋藤 仁	総務企画部長
委員兼 総務企画部コンプライアンス推 進課長兼安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー	丸本 俊彦	総務企画部コンプライアンス推進課長 兼安全保障輸出管理室長

(平成30年3月31日現在)

## 安全保障輸出管理委員会委員 名簿 (平成 29 年度)

No.	区分	氏 名	所属・役職
1	委員長	吉 見 享 祐	工学研究科 教授
2	副委員長	赤 池 孝 章	医学系研究科 教授
3	副委員長	鴨志田 和 良	材料科学高等研究所 安全衛生管理室長
4	委員	飛 田 博 実	理学研究科 教授
5	委員	掛 川 武	理学研究科 教授
6	委員	堀 井 明	医学系研究科 教授
7	委員	齋 藤 正 寛	歯学研究科 教授
8	委員	倉 田 祥一朗	薬学研究科 教授
9	委員	成 島 尚 之	工学研究科 教授
10	委員	安 藤 康 夫	工学研究科 教授
11	委員	吉 田 和 哉	工学研究科 教授
12	委員	阿 部 敬 悦	農学研究科 教授
13	委員	鏡 慎 吾	情報科学研究科 准教授
14	委員	佐 藤 修 正	生命科学研究科 准教授
15	委員	松 原 秀 彰	環境科学研究科 教授
16	委員	芳 賀 洋 一	医工学研究科 教授
17	委員	吉 川 彰	金属材料研究所 教授
18	委員	田 中 耕 三	加齢医学研究所 教授
19	委員	太 田 信	流体科学研究所 教授
20	委員	石 山 和 志	電気通信研究所 教授
21	委員	高 桑 雄 二	多元物質科学研究所 教授
22	委員	伊 藤 潔	災害科学国際研究所 教授
23	委員	後 藤 章 夫	東北アジア研究センター 助教
24	委員	白 井 淳 平	ニュートリノ科学研究センター 教授
25	委員	粕 壁 善 隆	高度教養教育・学生支援機構 教授

26	委員	津 田 健 治	学際科学フロンティア研究所 教授
27	委員	渡 部 浩 司	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
28	委員	平 塚 洋 一	未来科学技術共同研究センター 講師
29	委員	水 木 敬 明	サイバーサイエンスセンター 准教授
30	委員	坪 井 明 人	東北メディカル・メガバンク機構 教授
31	委員	布 施 昇 男	東北メディカル・メガバンク機構 教授
32	委員	戸 津 健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教授
33	委員	羽 生 貴 弘	国際集積エレクトロニクス研究開発センター 教授
34	委員	齋 藤 仁	総務企画部長
35	委員	目 黒 尚 美	人事企画部人事給与課長
36	委員	我 妻 建 史	教育・学生支援部留学生課長
37	委員	熊 谷 大	財務部資産管理課長
38	委員	我 妻 靖	国際交流課長
39	委員	丸 本 俊 彦	総務企画部コンプライアンス推進課長 兼安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー

(平成30年3月31日現在)

## 安全保障輸出管理委員会アドバイザー 名簿

No.	氏名	所属・役職	在任時職名	在任期間
1	橋爪 秀利	大学院工学研究科 教授	委員長 全学管理責任者	平成 22 年 3 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
2	根東 義則	大学院薬学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
3	大町真一郎	大学院工学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
4	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授	委員長 全学管理責任者	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
5	倉田祥一郎	薬学研究科 教授	副委員長	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

安全保障輸出管理アドバイザー 名簿 (平成 29 年度)

(委員を兼ねない者に限る)

No.	氏名	部局名
1	川勝年洋	理学研究科 教授
2	都築暢夫	理学研究科 教授
3	鈴木 貴	医学系研究科 教授
4	高瀬 圭	医学系研究科 教授
5	大和田 祐二	医学系研究科 教授
6	神垣 太郎	医学系研究科 教授
7	西村 明	医学系研究科 教授
8	亀井 尚	医学系研究科 教授
9	坂田 泰彦	医学系研究科 教授
10	本間 経康	医学系研究科 教授
11	西澤松彦	工学研究科 教授
12	持田 灯	工学研究科 教授
13	須川成利	工学研究科 教授
14	松本祐司	工学研究科 教授
15	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授
16	山根久典	多元物質科学研究所 教授
17	佐藤源之	東北アジア研究センター 教授

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

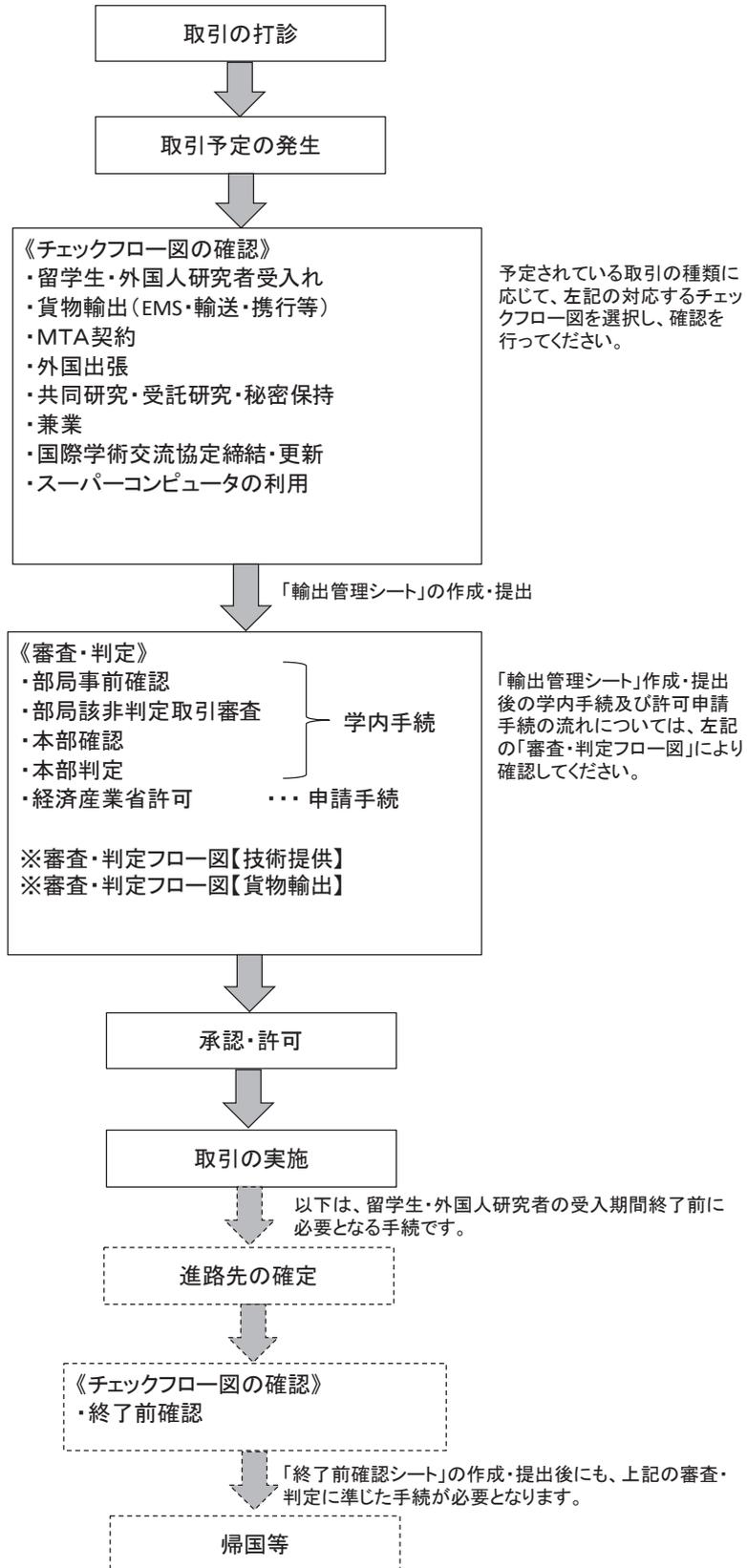
## 安全保障輸出管理担当者 名簿

所属・役職（補助者）	担当部局名
文学部・文学研究科総務係長	文学研究科
教育学部・教育学研究科総務係長	教育学研究科 教育情報学研究部
法学部・法学研究科総務係長	法学研究科
経済学部・経済学研究科総務係長	経済学研究科
理学部・理学研究科総務係長	理学研究科 電子光物理学研究センター ニュートリノ科学研究センター 学術資源研究公開センター 数理科学連携研究センター
医学部・医学系研究科 総務課長 (医学部・医学系研究科総務係)	医学系研究科 動物実験センター
歯学部・歯学研究科総務係長	歯学研究科
薬学部・薬学研究科総務係長	薬学研究科
工学部・工学研究科総務課長 (工学部・工学研究科総務課総務係)	工学研究科 環境科学研究科 医工学研究科 未来科学技術共同研究センター 国際集積エレクトロニクス研究開発センター レアメタル・グリーンイノベーション 研究開発センター
農学部・農学研究科事務長 (農学部・農学研究科総務係)	農学研究科
国際文化研究科総務係長	国際文化研究科
情報科学研究科総務係長	情報科学研究科
生命科学研究科総務係長	生命科学研究科
金属材料研究所総務課研究協力係長	金属材料研究所
加齢医学研究所研究推進係長	加齢医学研究所 遺伝子実験センター スマート・エイジング学術重点研究センター

所属・役職（補助者）	担当部局名
流体科学研究所総務係長	流体科学研究所
電気通信研究所総務係長	電気通信研究所 省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター 電気通信研究機構
多元物質科学研究所研究協力係長	多元物質科学研究所
災害科学国際研究所総務係長	災害科学国際研究所
東北大学病院臨床研究・研修支援室 研究協力係長	病院
国際文化研究科 （東北アジア研究センター担当）主任	東北アジア研究センター
学務課学務企画係長	高等教養教育・学生支援機構 教育情報基盤センター オープンオンライン教育研究開発推進センター
学際科学フロンティア研究所 事務室	学際フロンティア研究所
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター事務室長	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
情報部情報基盤課総務係長	サイバーサイエンスセンター
埋蔵文化財調査室	埋蔵文化財調査室
材料科学高等研究所安全衛生管理室	材料科学高等研究所 知の創出センター
東北メディカル・メガバンク機構 研究協力係長	東北メディカル・メガバンク機構
マイクロシステム融合研究開発センター 支援室長	マイクロシステム融合研究開発センター
環境安全推進課 環境・安全スタッフ	環境・安全推進センター

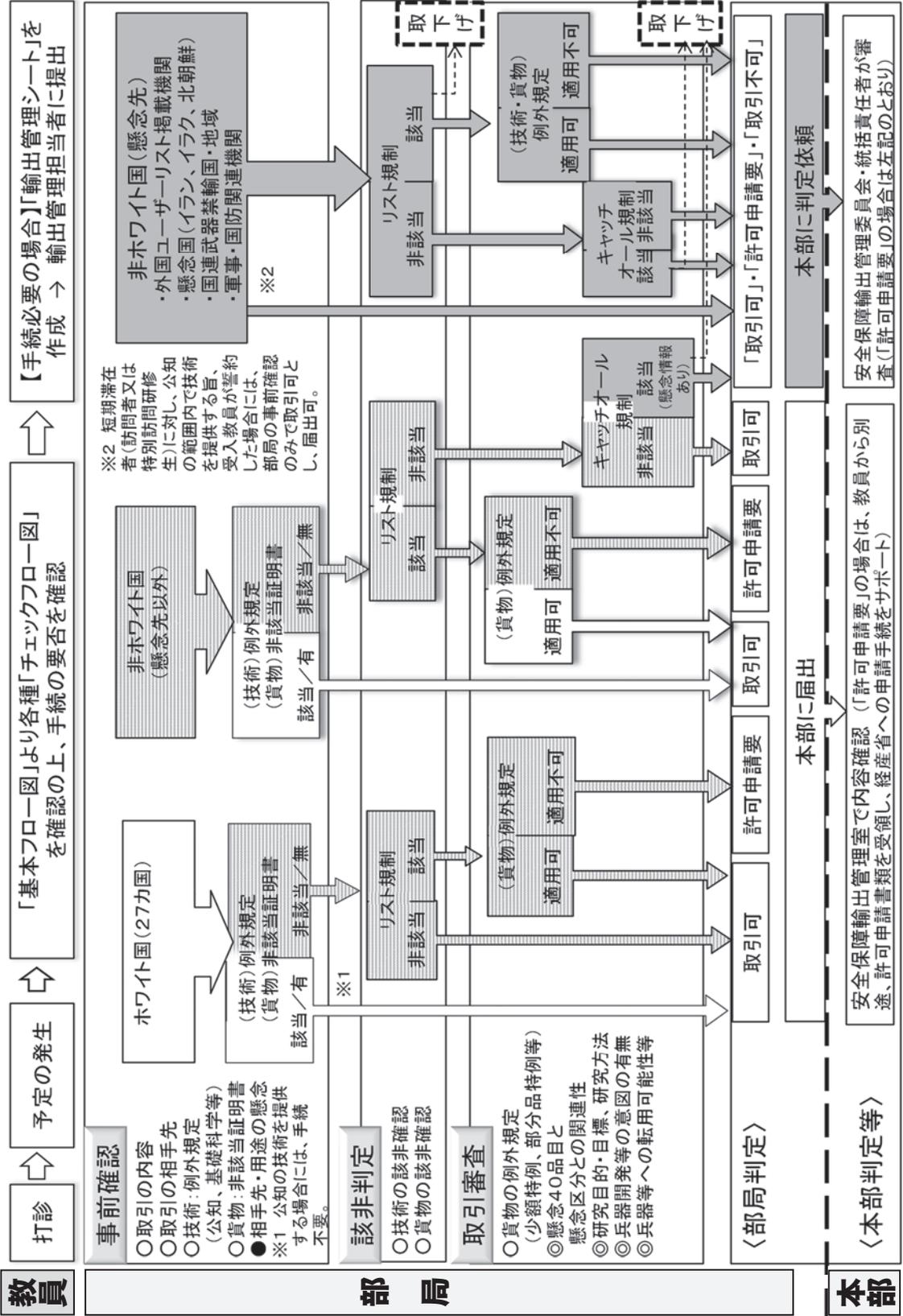
（平成30年3月31日現在）

《基本フロー図》



# 判定手続のフロー図

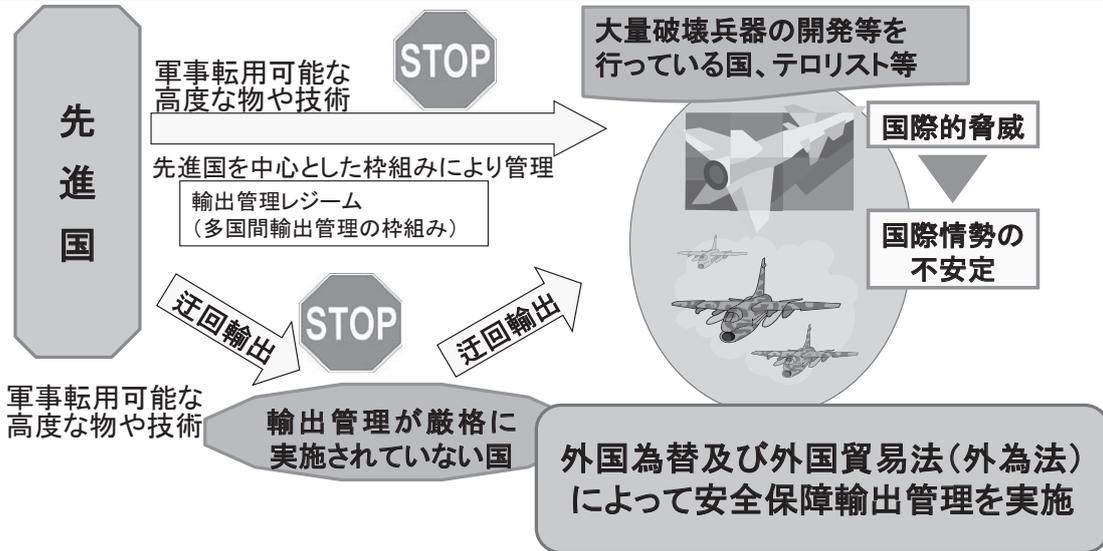
- ※凡例
- ☐ : 懸念性が低い取引
- ▨ : 懸念性が比較的高い取引
- : 懸念性が高い取引
- : すべての外国が対象
- : 非ホワイト国のみ対象
- ◎ : 懸念先のみ対象





## 安全保障輸出管理 Security Export Control

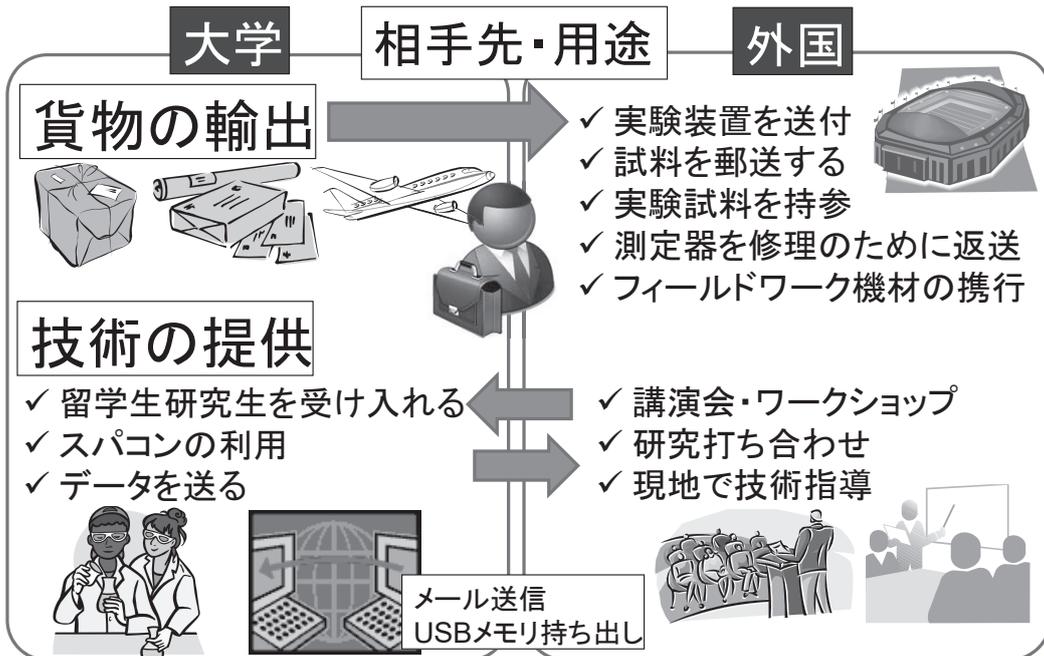
先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、**国際的な脅威**となり、情勢の不安定化を招きます。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます。



※経済産業省ホームページ掲載資料より引用

38

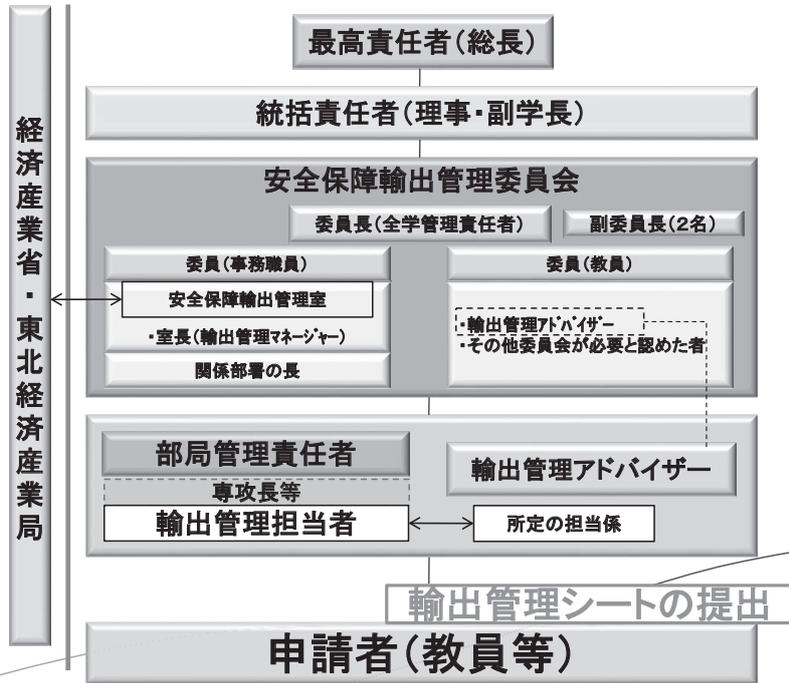
## 大学で安全保障輸出管理手続が必要な例 Security Export Control in University



39

# 東北大学の安全保障輸出管理体制

## Organization of Security Export Control in Tohoku Univ.



東北大学

# 安全保障輸出管理に関する 教員全学講習会

日時 平成29年11月22日（水）13：30～14：30  
場所 薬学研究科C棟講義室（北青葉山地区）  
講師 安全保障輸出管理委員会委員長兼安全保障輸出全学管理責任者  
工学研究科 教授 吉見 享祐

日時 平成29年11月29日（水）10：00～11：00  
場所 エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室（片平地区）  
講師 安全保障輸出管理委員会副委員長  
材料科学高等研究所 鴨志田 和良

© 2017 Tohoku University

1

1. はじめに
2. 日本の安全保障  
輸出管理規制
3. 東北大学の安全保障  
輸出管理体制
4. 参考

2

# 1.はじめに



## 大学を取り巻く環境の変化

- ◆ 日本における急速なグローバル化の進展を背景に、文部科学省は大学の国際化を進める事業を推進
- ◆ 本学では「ワールドクラスへの飛躍」を目標にスーパーグローバル大学創成支援等の事業を実施

例) 本学の外国人研究者等に関する事業

- ✓ 外国人留学生の戦略的受入れ
  - ・学部・大学院等コースの充実
  - ・多様なプログラムによる外国人留学生の増加
- ✓ 優れた外国人研究者の積極的な登用
  - ・外国人教員等の雇用拡大

アクセラ

国際化の推進

先生方の活動を制限するものではなく、自由な教育・研究環境を保証するための前提となるもの

安全保障輸出管理

ブレーキ?

4



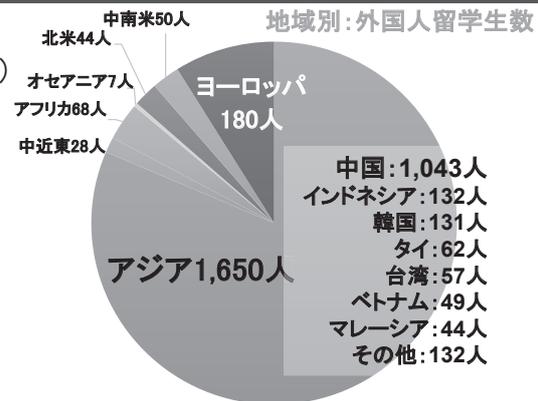
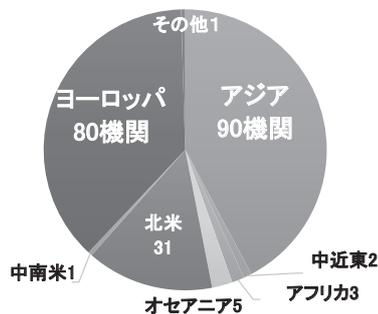
## 研究の国際化は日常の風景

➤ **学生数** 18,621人  
(学部生11,012、大学院生6,970、研究生等639)

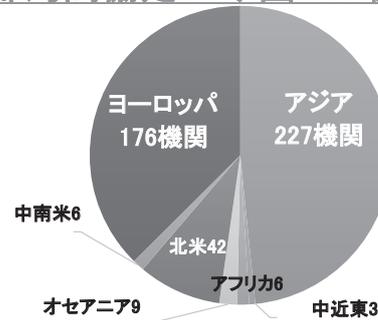
**留学生数** 2,027人(10.9%)  
(留学生全体の50%が中国からの留学生)

➤ **教職員数** 約 6,400人  
(教員 3,200人、事務・技術職員 3,200人)  
**外国人教員数** 約 200人(~6%)

➤ **学術交流**  
**大学間協定** 35ヶ国 213機関



**部局間協定** 56ヶ国 469機関



5



## 国内の大学等を利用した情報収集活動

- 在日科学者組織には大学院生も多く、組織的に日本のハイテク技術情報収集の場となっているとの報告((財)安全保障貿易情報センター(CISTEC)の報告)
- C国は、我が国において先端技術保有企業、大学・研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集を行っている指摘(『警察白書(平成27年版・26年版)』より)
- 国際共同研究の申込みのあったC国企業について調査したところ、同企業の取引の80%をC国海軍が占めていたとの報告(日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」議事録より)

6



## 公正な研究活動の確立

### ◆ 公正な研究活動の推進

各種社会規範や法令の遵守や不正行為の防止等  
研究者としての社会的責務に応えることが求められる

- ・公正な研究活動のための東北大学行動規範
- ・科学の健全な発展のために(日本学術振興会)
- ・研究費の不正使用への対応ガイドライン 等

リスクマネジメントの一環として実施

#### ✓ 安全保障輸出管理

- ✓ 利益相反
- ✓ 生命倫理
- ✓ 環境・安全
- ✓ 関係法令及びガイドラインの遵守等



7

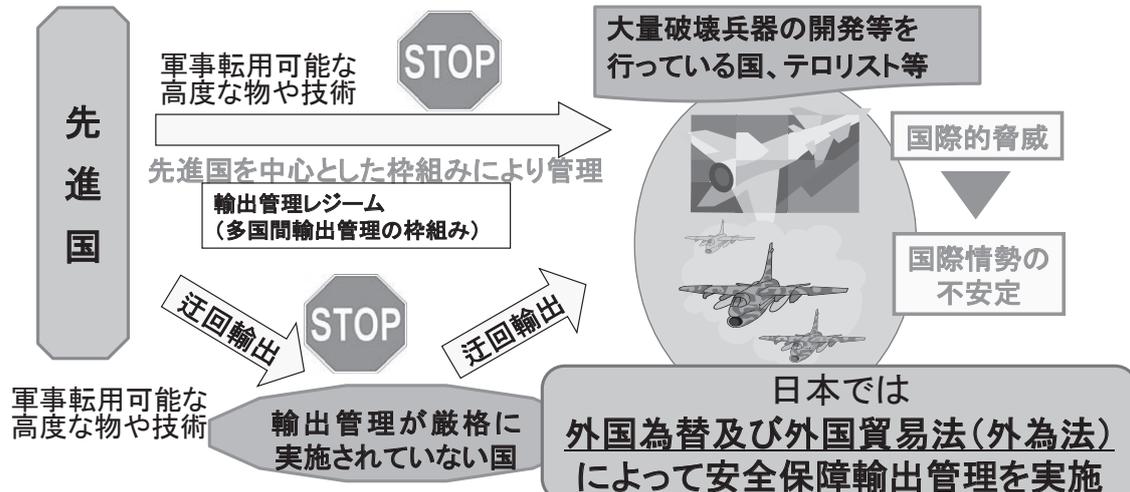
## 2.日本の安全保障 輸出管理規制

8



## 安全保障輸出管理とは

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器の開発等を行っている国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きますその脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます



※経済産業省ホームページ掲載資料より

9



## 外為法の規制

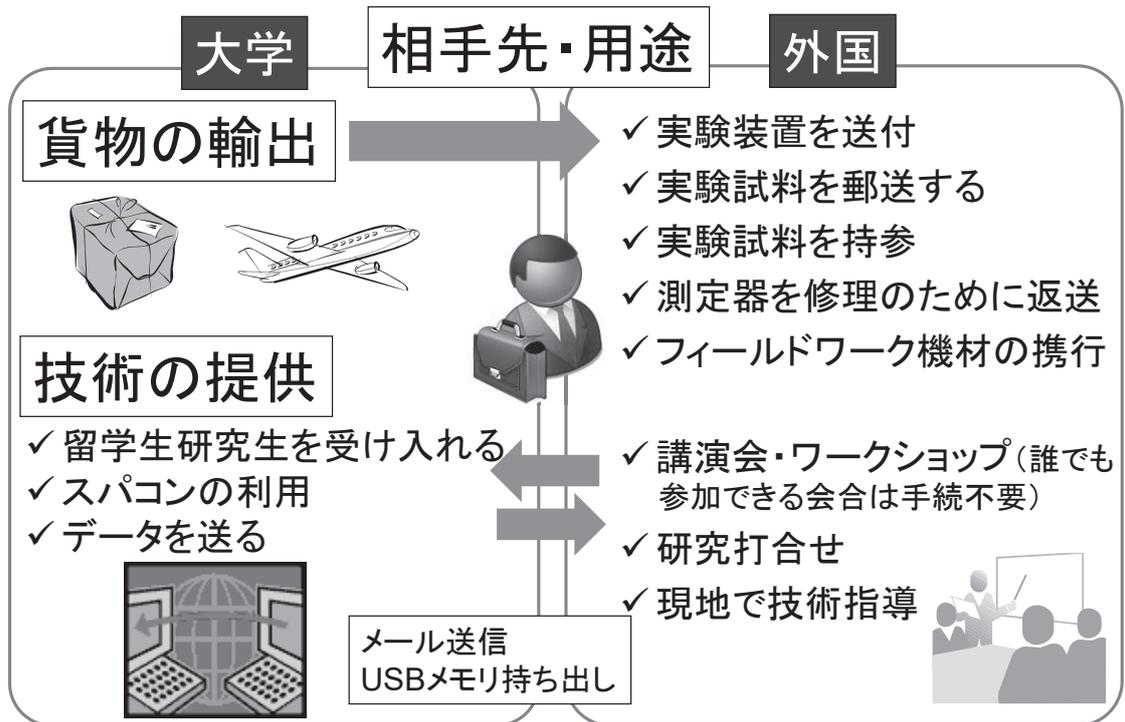
特定の貨物を外国に輸出し、又は特定の技術を外国若しくは非居住者に提供するに当たり、一定の要件に該当する場合には、事前に経済産業大臣の許可を必要とする

企業や貿易会社、メーカーの製品開発に関する問題のように考えがちだが、大学においても様々な場面で輸出等が発生します



10

## 大学で輸出管理が必要となる例



11

## 外為法の2種類の規制

### ▶ リスト規制【すべての国・地域対象】

輸出する貨物又は提供する技術が**リスト規制に該当**する場合には、相手先を問わず、原則として経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度

**貨物や技術で判断**

### ▶ キャッチオール規制【非ホワイト国対象】

輸出する貨物又は提供する技術が**リスト規制に該当しない**場合であっても、相手先や使われ方により、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、原則として経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度

**相手先や使われ方で判断**

12



# リスト規制

- リスト規制は、貨物や技術の仕様(スペック)が、法令で規制されているものか否かを判断(該非判定)します
- 規制項番は、武器、原子力等分野別に1項から15項に分類されており、各項番によって規制される品目が示されています

項番	輸出規制品目例(赤字は本学で過去に判定を行った貨物)
1 武器	軍用航空機、軍用人工衛星、軍用細菌製剤・化学製剤等
2 原子力	重水素・重水素化合物、ロボット等、アルミニウム合金、真空ポンプ等
3 化学兵器	軍用化学製剤の原料、化学製剤用製造機械装置等
302 生物兵器	軍用細菌製剤の原料、細菌製剤用製造装置等
4 ミサイル	無人航空機、ロケット誘導装置、推進薬原料、サーボ弁、ガスタービン等
5 先端材料	チタン・ニッケルなど合金粉、金属製磁性材料、セラミック複合材料等
6 材料加工	ロボット、軸受、数値制御工作機械、コーティング装置等
7 エレクトロニクス	サンプリングオシロスコープ、ネットワークアナライザー、半導体基板、集積回路等
8 電子計算機	電子計算機
9 通信	伝送通信装置、通信用光ファイバー、暗号装置等
10 センサー等	光検出器・冷却器、高速度撮影可能なカメラ、レーザー発振器、レーダー等
11 航法装置	衛星航法システム 電波受信機、ジャイロスコープ
12 海洋関連	水中ロボット、潜水艇、水中回収装置、浮力材
13 推進装置	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体、無人航空機、ガスタービンエンジン等
14 その他	粉末状の金属燃料、催涙剤・くしゃみ剤等
15 機微品目	宇宙用光検出器、潜水艇、デジタル伝送通信装置等

13



# キャッチオール規制

- キャッチオール規制は、食料品や木材を除く全てを対象(スペック不問)とし、貨物や技術が兵器の開発等の懸念用途に転用される恐れがないかを判断します
- 特に兵器の開発等に用いられる恐れの高いものを懸念40品目として指定

懸念40品目	懸念される用途	懸念40品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	N	21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	N, M
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	N, M	22. 放射線測定器	N
3. チタン合金	N, M	23. 微粉末を製造できる粉砕器	M
4. マルエージング鋼	N, M	24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	M
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	N	25. プリプレグ製造装置	M
6. しごきスピニング加工機	N, M	26. 人造黒鉛	N, M
7. 数値制御工作機械	N, M	27. ジャイロスコープ	M
8. アイソスタックプレス	N, M	28. ロータリーエンコーダ	M
9. フィラメントワインディング装置	N, M	29. 大型トラック	M
10. 周波数変換器	N	30. クレーン車	M
11. 質量分析計又はイオン源	N	31. 密閉式の発酵槽	B
12. 振動試験装置	N, M	32. 遠心分離器	B
13. 遠心力釣り合い試験器	N, M	33. 凍結乾燥機	B
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	N, M	34. 耐食性の反応器	M, C
15. 大型の非破壊検査装置	N, M	35. 耐食性のかくはん機	M, C
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	N	36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	M, C
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	N	37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	M, C
18. 大型発電機	N	38. 耐食性の充てん用の機械	M, C
19. 大型の真空ポンプ	N	39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)	M, B, C
20. 耐放射線ロボット	N	40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	M, B, C

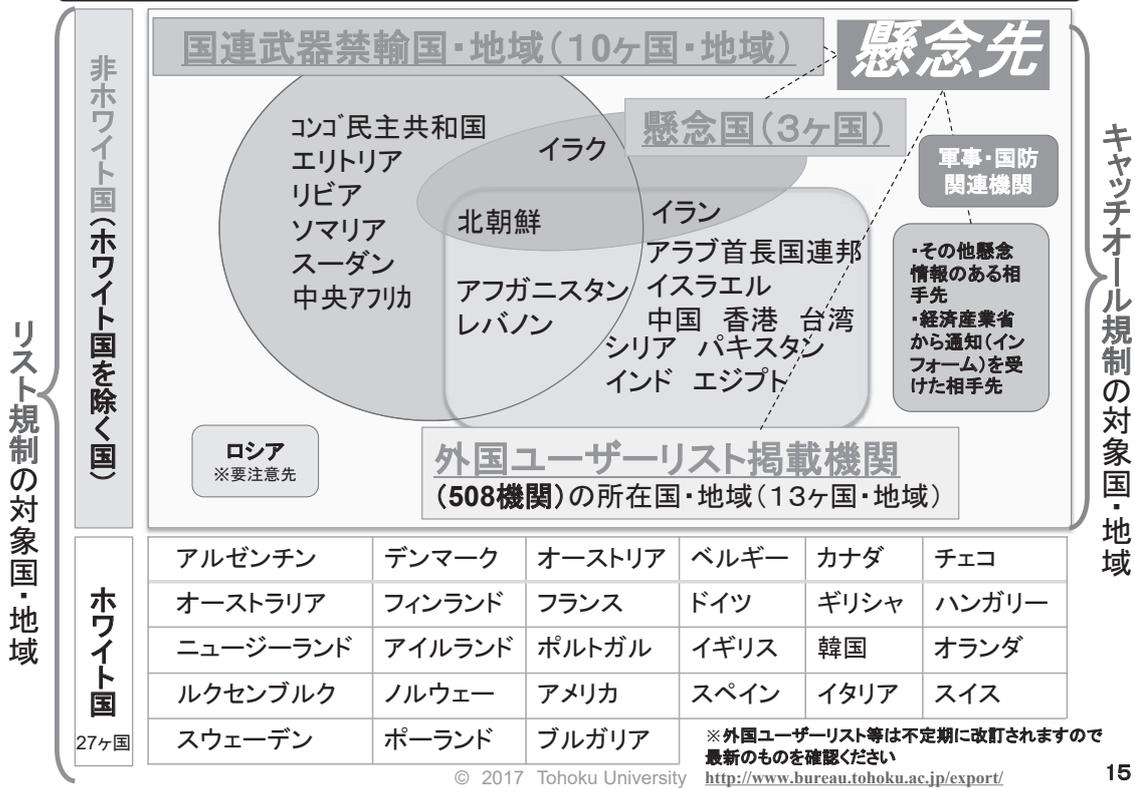
※赤字は学内で使用されている品目例

N: 核兵器  
M: ミサイル  
B: 生物兵器  
C: 化学兵器

マニュアル等に沿って使用(懸念用途除)するだけでなく、輸出や技術提供は要注意!

14

## 相手先の種別(ホワイト国・非ホワイト国・懸念先)



リスト規制の対象国・地域

非ホワイト国(ホワイト国を除く国)

ホワイト国

27ヶ国

キャッチオール規制の対象国・地域

## 外国ユーザーリスト(29.8.9改訂)

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります

東北大学と大学間・部局間協定を締結している大学も一部掲載されています

慎重な審査が必要になりますが、外国ユーザーリスト掲載機関出身者という理由だけで受入不可の判断を行わないよう注意!

※外国ユーザーリストは不定期に改訂されますので最新のものをご確認ください  
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	・The Base ・Al Qaeda ・Islamic Salvation Foundation ・The Group for the Preservation of the Holy Sites ・The Islamic Army for the Liberation of Holy Places	化学 C
194	イラン Islamic Republic of Iran	Shiraz University		ミサイル、核 M,N
212	イラン Islamic Republic of Iran	University of Tehran	・Tehran University	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N
402	中国 People's Republic of China	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	・Beihang University	ミサイル M
420	中国 People's Republic of China	Harbin Institute of Technology (HIT) (哈爾濱工業大学)		ミサイル M
449	中国 People's Republic of China	University of Electronic Science and Technology of China (UESTC) (電子科技大学)		化学、ミサイル C, M
508	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	Techno Lab	生物、化学 ミサイル B,C,M

16



## 許可の取得が免除される特例等

### 技術の提供・受入れ

- 公知(教科書に基づく講義、国際学会での発表等)
- 基礎科学分野の研究活動
- 市販プログラム(販売店の技術支援を要さない場合)
- ホワイト包括役務取引許可  
(ホワイト国向けを限定に一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可)
- 居住者(日本に6か月以上滞在、日本国内の提供に限る)

### 貨物の輸出

- 少額特例
- 部分品特例(半田付けされた電子部品等)
- 無償特例(海外出張時のPC・携帯電話の携行)
- ホワイト包括輸出許可

特例等の適用は申請された「輸出管理シート」により判断

17



## 許可の取得が免除される特例等

### 公知の技術とは・・・

#### ◆外為法上の「公知」とは

誰でも制限なく取得できること又はできるようにすること

- ✓ 不特定多数の者に対して公開されている技術
- ✓ 不特定多数の者が入手可能な技術
- ✓ 不特定多数の者が聴講可能な技術
- ✓ ソースコードが公開されているプログラム
- ✓ 不特定多数の者が入手・閲覧可能とすることを目的とする場合

不特定多数の者が知りえない場合は適用ができない！

- × 相手先に守秘義務を課して技術を提供する場合
- × 特定少数の者にだけ技術を開示する場合

18



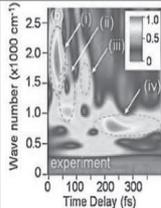
## 許可の取得が免除される特例等

### 基礎科学分野の研究活動とは

- ◆ 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動
- ◆ 製品の設計または製造を目的としない

経産省が示す自然科学分野例・・・純粋数学、天文学といった特定の分野に限定

【例】プレスリリースやHPの研究紹介において、以下のような表現をしている場合



有機絶縁体が光誘起相転移を起こす瞬間を捉える。本研究成果を発展させることによって光誘起相転移を利用した超高速光スイッチングデバイスの実現が期待できます

一般的には、基礎科学(そのもの)だと思われ、特定の製品への応用を直接の目的としない場合であっても結果として製品応用につながる可能性のあるものは、経済産業省から適用を認められない傾向がある

製品への応用の可能性があると判断され、基礎科学の適用は難しい

※プレスリリース等の表現に制約を与えるものではありません

**適用の可否は慎重に判断されます**

19



## 許可の取得が免除される特例等

### 居住者及び非居住者の区分

#### 居住者

##### 日本人の場合

- ① 我が国に居住する者
- ② 日本の在外公館に勤務する者

##### 外国人の場合

- ① 我が国にある事務所に勤務する者
- ② 我が国に入国後6月以上経過している者

##### 法人等の場合

- ① 我が国にある日本法人等
- ② 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③ 日本の在外公館

※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より

#### 非居住者

##### 日本人の場合

- ① 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ② 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③ 出国後外国に2年以上滞在している者
- ④ 上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

##### 外国人の場合

- ① 外国に居住する者
- ② 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③ 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

##### 法人等の場合

- ① 外国にある外国法人等
- ② 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③ 我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

**原則、学内手続(輸出管理)は居住性に関わらず実施**

20



## 外為法違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合があります(罰則の対象:教員個人、法人)

### 刑事罰

個人:最大 3000万円の罰金  
法人:最大10億円の罰金

### 行政罰(行政制裁)

・3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

### その他

・経済産業省からの警告  
・事情聴取・立入調査  
(その他、過去5年間の外為法違反案件を全学的に調査するよう求められます。)

・経済的損失  
・研究指導の中止  
・MTA契約等の撤回  
・社会的評価にダメージ  
・大学のイメージの悪化  
・信用の失墜 など

21

## 3. 本学の安全保障 輸出管理体制

22



## 東北大学の輸出管理目的・基本方針

### ◆輸出管理は法令上の義務

大学等においても輸出管理体制の整備・構築が義務付け (2010年4月輸出者等遵守基準施行)

本学では上記に先駆け2010年1月に規程を制定、2010年3月に管理体制発足

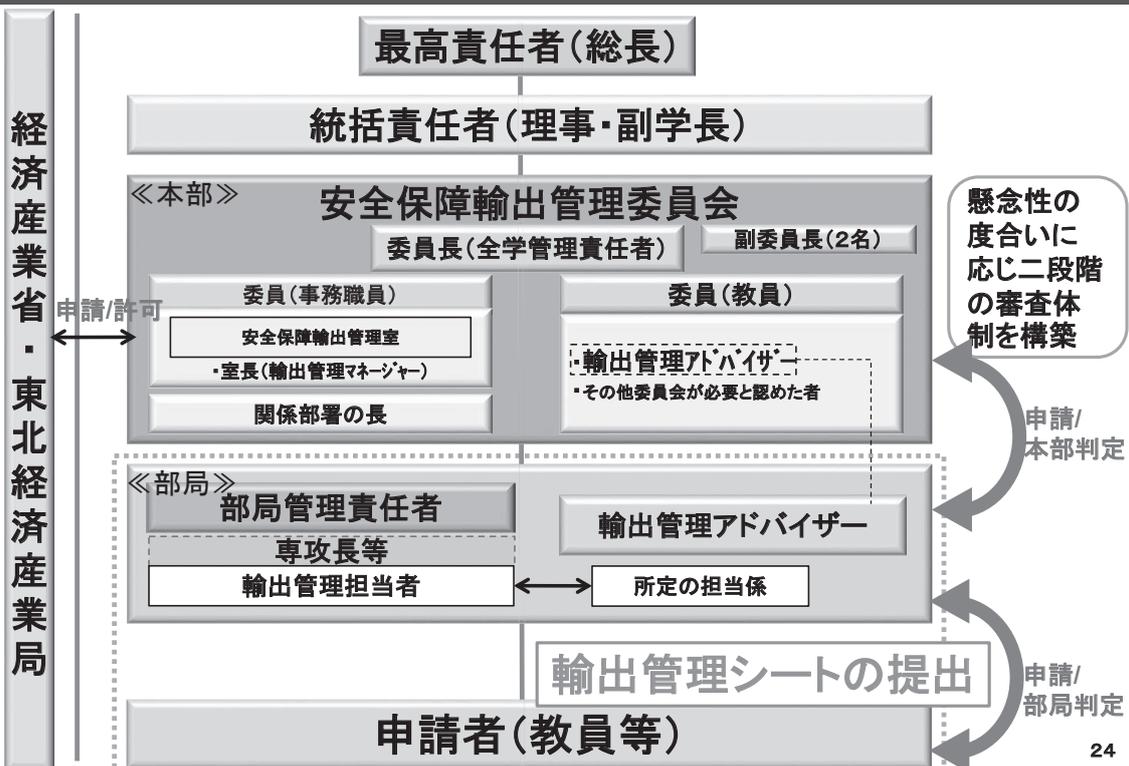
- 本学の輸出管理目的(輸出管理規程第1条)  
学術研究の健全な発展等に寄与する
- 本学の輸出管理基本方針(同第4条)  
法令を遵守し、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わない

先生方が安心してグローバルな研究活動を行えるよう支援するための輸出管理体制を構築

23



## 東北大学の輸出管理体制



24



# 東北大学における輸出管理(全体像)

輸出管理担当者等

## 入口管理

## 中間管理

## 出口管理

◎判定手続  
リスト規制、例外規定等の確認

◎再判定手続  
変更内容の再確認

◎終了前確認手続  
持ち帰る試料、データ等の内容確認

受入打診～受入時

研究実施時

修了前～帰国時

居住性に関わらず学内管理は継続的に実施

教員等の手続き

### 受入、輸出前

- ・ 予定発生(受入、貨物の輸出等)
- ・ 研究指導(技術提供)の確定
- チェックフロー図の確認、輸出管理シートの作成・提出

【受入時】誓約書の取得

### 受入中

- ・ 研究の進展・進捗による研究指導(技術提供)の追加・変更
- ・ 受入期間、身分の変更
- 輸出管理シートの再提出

### 受入終了時

- ・ 進路先等及び技術の再提供の確認
- ・ 貨物の持ち帰り
- チェックフロー図の確認、終了前確認シートの作成・提出



# 入口管理／教員のファーストチェック

東北大学のトップページ→  
「国際交流」or「研究・産学連携」→  
安全保障輸出管理室のHPにアクセス  
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>



## 東北大学における安全保障輸出管理

MENU

- HOME
- ご挨拶
- 組織体制
- 規程
- スーパーコンピュータ
- 活動報告書
- 関連リンク

MENU (学内専用)

- 学内手続のフロー
- 各種様式

### 各種ツール

輸出管理シート※ | 終了前確認シート※ | 同一貨物の再輸出※ | 調査票※ | 学内手続のフロー※  
 貨物・技術・一体化マトリクス表(経産省HP) | 外国ユーザーリスト(経産省HP) |  
 懸念先とは? | 該非判定事例※ | 許可申請事例※ | ヒヤリ・ハット事例※ |  
 ※は学内専用

### 【チェックフロー図の確認】

- ・ 留学生・外国人研究者受入, 受入終了前
- ・ 貨物輸出(EMS・郵送・携行等)
- ・ MTA契約、共同研究等の契約
- ・ 外国出張
- ・ 兼業
- ・ 国際学術交流協定締結・更新
- ・ スーパーコンピューターの利用

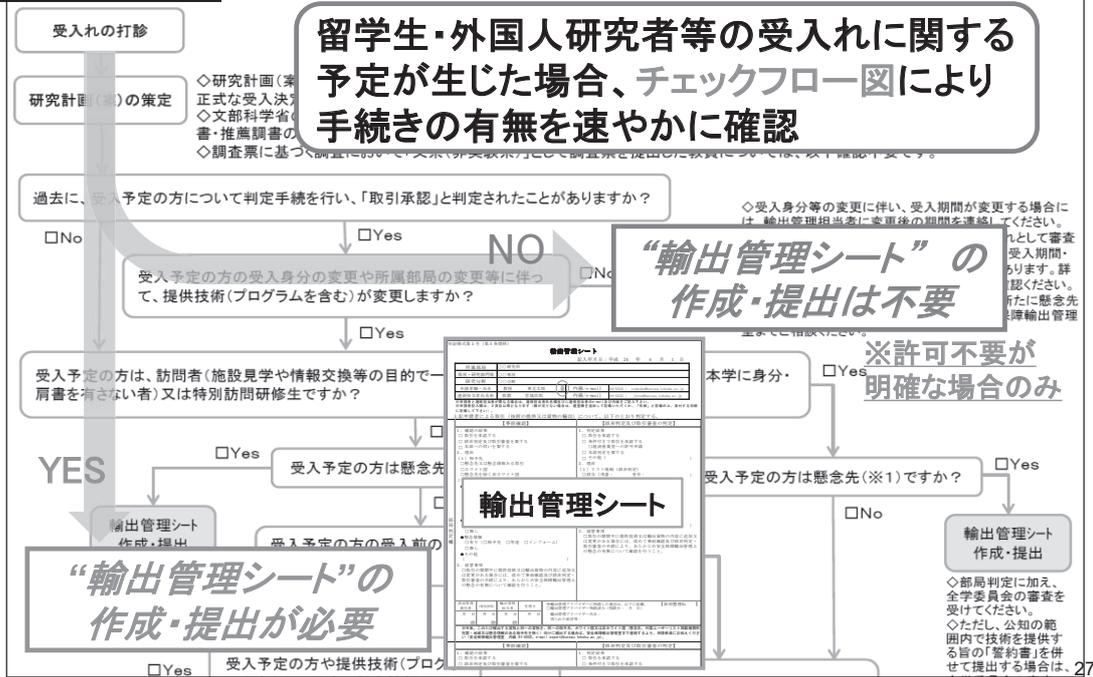
チェックフロー図  
や輸出管理シートのほか、各種通知や誓約書等もこちらのページからダウンロードできます

8月9日に外国ユーザーリストが改訂され、掲載国体は合計137ヶ国・地域の508の国体となりました

# 入口管理／チェックフロー図の確認

## ここからStart

### 留学生・外国人研究者受入れチェックフロー図



# 入口管理／輸出管理シートの作成・提出

## ◆ 輸出管理シートを作成し、所属部局の事務へ提出

- ・受入
    - ✓ 提供技術の内容
    - ✓ 相手先の情報(CV)
    - ✓ 目的・用途
    - 相手先、用途の懸念
    - 懸念区分との関連性
- 該非判定

- ・貨物
    - ✓ 貨物の形状、組成等
    - ✓ 提供先の情報
    - ✓ 目的・用途
    - 相手先、用途の懸念
    - 懸念区分との関連性
- 該非判定

輸出管理シート

記入年月日: 平成 24 年 4 月 1 日

所属部局 ○○研究科

取引の種類 (受入、輸出、技術提供) に関係なく様式は共通

※記入例は資料3,4を参照

懸念性の度合い(懸念先、提供技術等)に応じて記入する項目を段階的に増やし、慎重に審査を実施

濃淡管理

【事前確認】

1. 確認の結果

□ 取引を承認する

□ 取引を承認しない

2. 別紙回答記載のとおり

3. 別紙回答記載のとおり

承認者 全学管理 輸出管理 担当者 受理日 (特記事項等)

年月日 年月日 年月日 年月日

# 入口管理／輸出管理シート(該非判定1)

該非判定のツール・手順  
**東北大学における安**

東北大学のトップページ→  
 「国際交流」or「研究・産学連携」→  
 安全保障輸出管理室のHPにアクセス  
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>

**MENU**

- HOME
- ご挨拶
- 組織体制
- 規程
- スーパーコンピュータ
- 活動報告書
- 関連リンク
- MENU J (学内専用)**
  - 学内手続のフロー
  - 各種モード
  - 規程・細則
  - 通知・事務連絡等
  - 調査
  - 便利なツール**
  - 講習会・研修会

**各種ツール**

輸出管理シート | 終了前確認シート | 調査票 | 同一貨物の再輸出 | 学内手続のフロー

貨物のマトリクス表 | 技術のマトリクス表 | 貨物・技術一体化マトリクス表 |

検索と選択

検索① | 選択② |

検索する文字列④ |  | 書式③なし | 書式③④ |

検索場所⑤⑥ | フック |  大文字と小文字を区別する⑦ |

検索方向⑧ | 行 |  セル内容が完全に同一であるものを検索する⑨ |

検索対象⑩ | 様式 |  半角と全角を区別する⑪ | オプション⑫ << |

すべて検索⑬ | 次を検索⑭ | 閉じる |

輸出令第2項	貨物等省令第1条	用語
項番	項目	項目
輸出令第2項 (15)	ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置	ロボット(操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。)若しくはエンドエフェクターであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの制御装置
1	防爆構造のもの	イ 工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)C60079—0号(爆発性雰囲気中で使用する電気機械

**マトリクス表を利用して該非判定の参考に**

マニキュレーション機構であつて、CP制御又はPTP制御のいずれかによるものうち(センサーを有するものを含む。)、次の全てに該当するものをいう。  
 イ 多機能である。  
 ロ 三次元空間を自由に動くことにより、材料、部品、工具又は特別装置の位置決め又は方位決めが可能である。  
 ハ 閉ループ又は開ループのサーボ装置(ス

**検索ワード**  
 「ロボット」を入力

※キーワード検索について

- 上記URLからExcelファイルを開き、「ホーム」から「検索と選択」→「検索」をクリック(または、[Ctrl]+[F]キーを押す)。
- 左記の画面になります(「検索場所」以下が表示されない場合、「オプション」ボタンを押して表示させて下さい)。  
 検索する文字列 にキーワードとなる文字列を入力してください。  
 検索場所は「フック」を選択してください。
- 入力し終わったら、「次を検索」ボタンを押して検索をしてください。

# 入口管理／輸出管理シート(該非判定2)

便利なツール  
**東北大学における安全保障**

安全保障輸出管理室HP  
 MENU (学内専用)  
 「便利なツール」→「該非判定一覧」

**MENU**

- HOME
- ご挨拶
- 組織体制
- 規程
- スーパーコンピュータ
- 活動報告書
- 関連リンク
- MENU J (学内専用)**
  - 学内手続のフロー
  - 各種モード
  - 規程・細則
  - 通知・事務連絡等
  - 調査
  - 便利なツール**
  - 講習会・研修会

**マニュアル等【学内専用】**

- ▼ 貨物・技術一体化マトリクス表 (経済産業省)
- ▼ 赤字・青字貨物一覧表
- ▼ **該非判定一覧**
- ▼ マニュアル

**過去に実施した該非判定案件を貨物又は技術の種別等により、分類してエクセルファイルにて掲載**  
**該非確認を行う際の確認対象項番の選定等に活用ください**

項目	申請者所属部署	輸出貨物の名称	該非輸出令	第1条第3号	該当
原子力	原子分子材料科学高等研究機構	リチウム-アルミニウム-四重水素化合物	2項 (3)	第1条第3号	該当： ・輸出令別表第1の2項 (3) 及び貨物等省令第1条第3号に規制された重水素は、自然界に存在する重水素のみを除外しており、濃縮した重水素又は重水素化合物はすべて上記規制の対象であるため、同項に該当する。
重水素・重水素化合物	生命科学研究所	重水素標識ガンビエロール 4環性類縁体	2項 (3)	第1条第3号	該当： ・輸出する重水素標識ガンビエロール 4環性類縁体は、重水素化合物であつて、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が5,000分の1を超えるため、輸出令別表第1の2項 (3) 及び貨物等省令第1条第3号に該当する。
ジルコニウム合金	金属材料研究所	Zr基金属ガラス合金	2項 (26)	第1条第31号	該当： ・Zr55Cu30Ni15Al10金属ガラス合金棒 4mm角 長さ25mm, Zr85Cu20Ni6Pd3Al7金属ガラス合金棒 直径2mm 長さ45mm, Zr85Cu20Ni6Pd3Al7金属ガラス薄片 幅10mm 長さ30厚さ0.05mm。 ・ジルコニウムの含有量が全重量の50%を超えており、輸出令別表第1の2項 (26) 及び貨物等省令第1条第31号に定める仕様に該当する。
原子力	原子分子材料科学高等研究機構	Ti45Ni35Zr17	2項 (26)	第1条第31号	該当： ・ジルコニウムの含有量が全体の50%を超えるため、輸出令別表第1の2項 (26) 及び貨物等省令第1条第31号に該当する。



# 入口管理／輸出管理シート(該非判定3)

## 該非判定書 (市販品)

### 市販品の場合

輸出管理シートに製造会社等の判定書を添付することで、**手続に要する時間を短縮することが可能**



### 入手方法

- ✓ メーカーや販売元等に確認、発行依頼
- ✓ HP上から請求可能な場合や、判定書をHPに掲載している会社も

お客様各位

NECパーソナルコンピューター(株)HPより

#### 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に関する判定

下記の製品について輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に関し検討した結果、下記のとおり判定いたします。  
(2017年1月7日施行の政省令改正に対応)

商品名	判定	注
パーソナルコンピューター (デスクトップ型およびノート型※)	輸出令別1-8項 非該当 輸出令別1-9項(7) 非該当 外為令別8項(2) 非該当 外為令別9項(1) 非該当	○

※モニタセットモデル、モニター一体型デスクトップ、ディスプレイ分離型ノートを含む



#### 非該当商品リスト (オシロスコープ除く)

輸出貿易管理令別表第一の第1項から第15項における判定 (2017年1月7日施行政省令等対応)

本リストの判定は、発行日現在、弊社カタログ又はホームページに掲載の最新型製品に基づいており、製品名はカタログや資料により異なることがあり得ますので、製品1社1社の別冊であるプリント・テクノロジー社、ヒューレット

#### キーサイトテクノロジーHPより

<使用上のご注意>

- 当該製品を日本から輸出される場合又は技術提供される場合は、日本の輸出規制以外に米国の再輸出規制が適用されます。
- 米連邦政府の定める輸出規制国への貨物の輸出、技術の提供は禁止されています。
- 米連邦政府の定める取引禁止顧客の申しへの輸出、販売、譲渡等は禁止されています。
- 日本政府が定める「外国ユーザーリスト」に所属する輸出、販売、譲渡等は禁止されています。
- キャッチオール規制に基づき、最終需要者・用途が大量破壊兵器等の開発・製造・使用に關与する場合、又は、開示が求められる場合は輸出が禁止されています。

下記リストの製品は、輸出令別表第2は対象外です。

製品番号	製品名	判定	対象項目	非該当理由	米原再輸出規制(EAR) : ECCN
10020A	700 MHz Resistive Divider Probe Kit	対象外	—	が412xイ 用7xイイの分割抵抗器 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	3A992.A
10070A	X1 PASSIVE PROBE	対象外	—	が412xイ 用7xイイ 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99
10070B	1:1, 1 MOhm, 1.5m, Passive Probe	対象外	—	が412xイ 用7xイイ 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99
10070C	Passive probe, 1:1, 20 MHz	対象外	—	が412xイ 用7xイイ 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99
10070D	Passive probe, 20 MHz, 1:1	対象外	—	が412xイ 用7xイイ 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99

31



# 受入時 誓約書の取得(出口管理の補完)

## ➤ 取得対象者

- ①留学生(正規・非正規) ②外国人研究者(雇用・非雇用)

## ➤ 誓約内容

指導(受入)教員との相談のうえ、必要に応じて

### 外為法等に従い所定の手続を行う

- ✓ 研究上の技術情報を在学(在職)中又は修了(退職)後に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合

### 研究で知り得た技術の国外持ち出し

- ✓ 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を、在学(在職)中又は修了(退職)後に外国に輸出しようとする場合

### 研究の結果得られた貨物の輸出

誓約書の様式はHPから確認

32



## 中間管理／再確認・再判定手続

◆受入れ時に承認された場合でも  
修士課程＞博士課程＞PDなどで研究テーマ・  
提供技術が変わる場合は再確認・再判定を実施

- 提供技術の内容に追加・変更が生じた場合
- 受入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合，国籍のある国が新たに懸念国や国連武器禁輸国に指定された場合

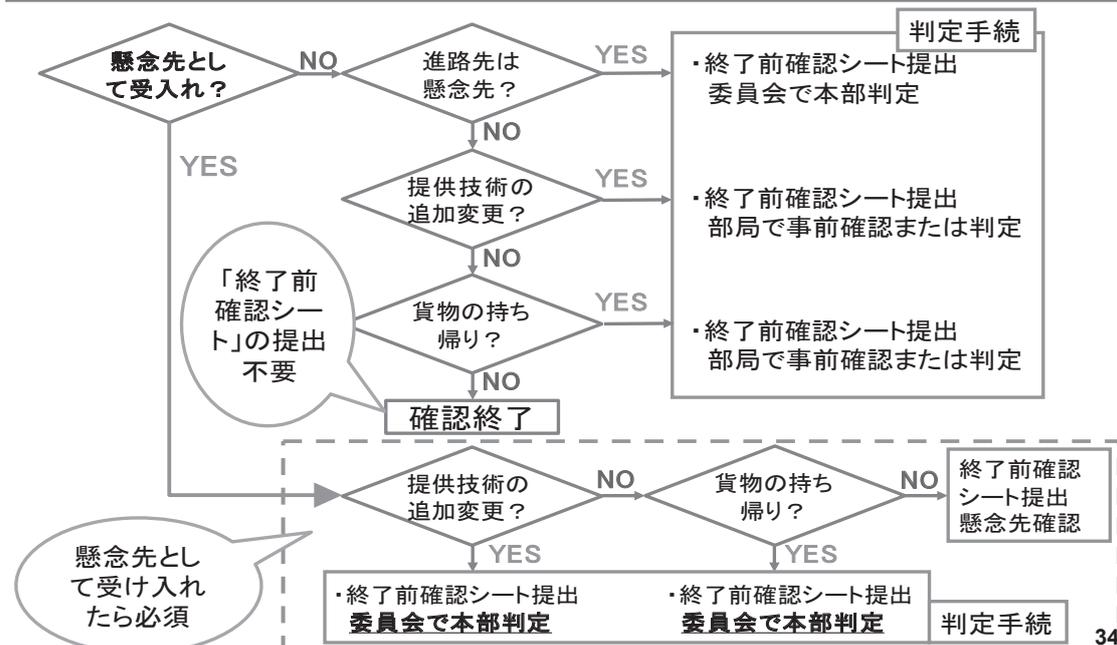
再確認・再判定手続

33



## 出口管理／終了前チェックフロー図の確認

受入教員は、原則終了予定日の1ヶ月前までに、チェックフロー図により在籍期間中の取引状況及び帰国等に伴う取引予定を確認



34



## 出口管理／終了前確認シートの提出

### ◆ 終了前確認シートによる出口管理

- ▶ 終了前確認シートの提出が必要になった場合は、留学生等の進路先や就職先、貨物及び技術の持ち出し等についてシートを作成・提出
- ▶ 懸念先に進学・就職する場合で、提供技術に追加・変更があったことが終了時点で明らかとなったときは、事後的に再判定を実施し、受入に関する提供内容を確認（原則、技術の追加変更については、変更前に手続きを！）

シートやチェックフロー図はHPから確認

※持ち出そうとする技術情報（資料、データ）や貨物（試料、機器）がリスト規制に該当する場合、持ち出し前に経産省への許可申請及び許可が必要になります

35



## 標準的処理日数

### ▶ 学内手続

- ✓ 懸念先からの受入・技術提供・輸出 …1ヶ月半
- ✓ 懸念先以外への貨物の輸出 …1～2週間
- ✓ 懸念先以外からの受入・技術提供 …1～2週間
- ✓ スーパーコンピュータの利用（許可申請の有無確認）…1週間

※上記は安全保障輸出管理室での処理日数（別途部局内処理日数が加算）

※学内手続の結果、経済産業省への申請が必要と判定された場合は、以下の経済産業省への申請手続に係る処理期間が加算

### ▶ 経済産業省への申請手続

- ✓ 経済産業省…2～3ヶ月
- ✓ 東北経済産業局…1～2週間

※処理日数は、経済産業省への提出後の日数（学内処理日数含まず）

H28年度 総手続件数 1,294件

貨物の輸出 484件

役務提供 810件

✓ 事前審査・委員会審査案件 28件

✓ 許可申請案件 6件

✓ ホワイト包括適用案件 3件

実際にリスト規制に該当する案件

36



## ヒヤリ・ハット事例

### ➤事例その1

#### ➤手続の漏れ

事後対応

・輸出管理手続を実施しないまま本学の大学院を修了した非ホワイト国の元留学生が、軍事機関出身者であり、帰国後、同機関に戻り、軍事開発に関与している可能性がある旨、経済産業省等から情報提供があった。

- ✓ 受入期間中の指導内容についての説明要請
- ✓ 今後の交流についての注意喚起

#### 対応：懸念先の範囲拡張

非ホワイト国の軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関またはこれらから委託を受けた関係機関の取り扱いについて  
平成27年6月26日付け事務連絡

### ➤事例その2

#### ➤着手時期、経歴確認等の不備

入口管理の不手際

・留学生・外国人研究者の受入れについて輸出管理手続が未完了で入学許可、受入決定等を行った。研究テーマが極めて機微な技術分野に相当し当該留学生・外国人研究者の経歴等に懸念性あり。

- ✓ 留学生・外国人研究者の受入時期の遅延、短縮等、研究計画への影響
- ✓ 経産省から指導、勧告

#### 対応：手続の徹底に関する注意喚起

安全保障輸出管理手続の徹底について平成28年4月19日付け事務連絡

37

## 4.参考



## 受入に係る輸出管理手続時期

受入に関する各事業等(高水平(CSC)、国費外国人留学生、JSPS諸事業等)について、関係機関からの内定時に、輸出管理手続きが未実施のケースが見受けられます

内定後に輸出管理手続きを実施し、提供技術がリスト規制に該当する場合や、留学生等の所属先が外国ユーザーリスト掲載機関である場合、経産省への許可申請や提供技術を変更する等の対応が必要になることもあり、研究計画や就学スケジュールに多大な影響を及ぼします  
→外務省から査証発給に際し、輸出管理がなされているか確認の連絡がくることも

打診・内諾により予定が生じた時点で  
速やかに輸出管理手続きに着手ください

39



## 各種事業における留意事項

### ✓ 中国国家建設高水平大学公派研究生(中国政府派遣制度(CSC))

例年3月から4月に中国国内の公募があるため、その時期直接教員宛留学生から受入について打診

CSC採択者は留学終了後「中国に資する事業に就業すること」とされているため、終了前確認は特に注意が必要

最近では、正規生としての進学予定者だけではなく、中国国内の大学に籍を置いたまま、特別研究学生として入学するケースも  
受入内諾の際は輸出管理手続きを忘れずに！

### ✓ JSPS外国人研究者招へい事業等

外国人研究者招へい事業は、研究者が現在の身分を保持して来日することも多く、懸念先在籍者については、提供技術はもとより、所属先での研究内容やその関係性についても確認が必要

いずれも内諾時の初期対応が重要です

40



## 中国の軍事近代化の動き

- 中国の武器装備品の開発・製造等は、国営企業が長らく独占
- 軍事近代化を加速するため、海外の先端技術を導入する民間の技術力を積極的に活用するための制度を整備(2005年)

### 軍事四証制度

- ✓ 中国人民解放軍が使用する武器装備品の研究開発・製造などを請け負う企業や大学等の組織に取得が義務付けられた4つの資格
- ✓ 「軍事四証」を取得していないと、人民解放軍との取引ができない

### 各資格認証の概要

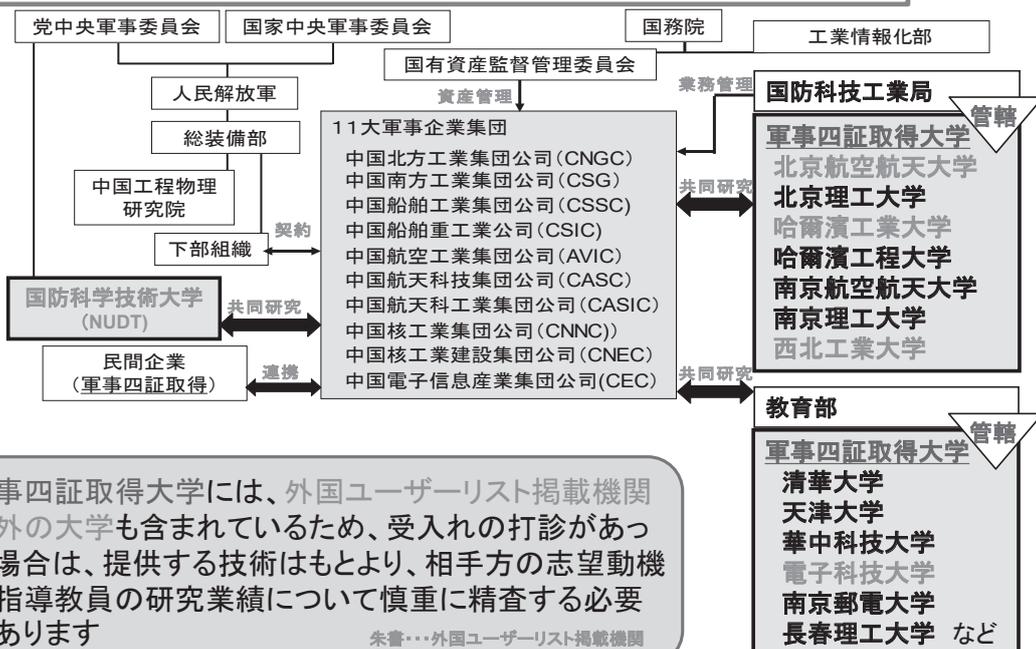
1. 武器装備科研究生産単位保密密資格  
機密性の高い武器・装備の研究開発・生産に参入する際に取得
2. 武器装備質量管理体系認証  
防衛装備品の研究開発・製造などを行う能力があることを証明する資格
3. 武器装備科研究生産許可証  
防衛装備品の科学研究・生産活動に従事する組織に取得を義務づけ
4. 装備承制単位資格認証  
人民解放軍と防衛装備品の購買契約を直接締結する企業・大学等に取得を義務づけ

※CISTECジャーナル、CISTEC「対中国輸出管理入門」より 41



## 中国の軍需産業の構造

2006年に軍民が結びついた新しい体制を確立  
 国営企業、大学、民間企業等が軍事研究開発に参画する体制を実現



軍事四証取得大学には、外国ユーザーリスト掲載機関以外の大学も含まれているため、受入れの打診があった場合は、提供する技術はもとより、相手方の志望動機や指導教員の研究業績について慎重に精査する必要があります

朱書・・・外国ユーザーリスト掲載機関

※CISTECジャーナル、CISTEC「対中国輸出管理入門」より 42



## お知らせ

### ▶ 安全保障輸出管理に関する講習の動画配信について

- ✓ Eラーニングによる講習の配信(11月より運用開始)
- ✓ 本講習受講後も継続的な適正管理のツールとして是非活用ください

講習は東北大学インターネット  
スクール(ISTU)にて配信中!

～構成は2部構成～  
第1部外為法による規制  
第2部本学における輸出管理

### 安全保障輸出管理講習

#### 第1部

～外為法による規制～

師 安全保障輸出管理委員会委員長兼  
安全保障輸出全学管理責任者  
工学研究科 教授 吉見 享祐

© 2017 Tohoku University



43



## さいごに

海外からの共同研究の打診…  
試料提供の依頼・MTAの打診…  
留学生・外国人研究者の受入れ・帰国…

予定が生じたら輸出管理の確認手続を  
事前に速やかに実施していただくよう  
各部局にて対応をお願いいたします!

ご不明な点等、お気軽にお問い合わせください

お問い合わせ先: 本部事務機構総務企画部  
コンプライアンス推進課 安全保障輸出管理室  
TEL: 217-5920 内線のみ: 91-6058  
FAX: 217-6069  
E-mail: [export@grp.tohoku.ac.jp](mailto:export@grp.tohoku.ac.jp)

44



# 東北大学における 安全保障輸出管理

国立大学法人東北大学  
安全保障輸出管理委員会アドバイザー  
金属材料研究所副所長 教授 佐々木 孝彦



1. はじめに
2. 東北大学の安全保障輸出管理体制
3. 学内管理体制構築の課題
4. 輸出者等遵守基準  
遵守・運用のポイント
5. おわりに

# 1. はじめに

### 東北大学金属材料研究所

since 1916

- ✓ チタン合金, マルエージング鋼...
- ✓ スーパーコンピュータ
- ✓ 原子力関連研究室

材料科学の国際共同研究拠点



大学間交流協定

- |        |          |
|--------|----------|
| (イラン)  | (中国)     |
| テヘラン大学 | 北京航空航天大学 |
| シラズ大学  | 哈爾濱工業大学  |

出身	教職員	大学院生	その他	合計
中国	17	34	2	53
韓国	2	8	1	11
ロシア	2			2
インド	3			3
イラン			1	1
バングラディッシュ	1			1
インドネシア		3	1	4
台湾		3		3
タイ	1	1		2
トルコ		1		1
ドイツ	1	1		2
スロバキア		1		1
オーストリア	1			1
フランス		1		1
イギリス	1			1
チリ	1			1
April 2017	30名	53名	5名	88名

(全教員130名中) (全大学院生190名中)

~23%    ~28%  
**研究の国際化は日常風景**  
 ~92% from Asia



協力講座: 理学研究科物理学専攻

数物系科学-物理学-物性II

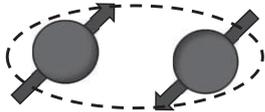
## 低温物理学



分子性物質・  
有機物質・材料



超伝導・  
強相関電子



## 研究室



中国からの私費留学生

ポーランドからの国費(大学推薦)留学生

第2項 原子力 重水素化合物

ヘリウム3

ソレノイド型超伝導磁石

第7項 エレクトロニクス

サンプリングオシロスコープ

波形記憶装置

ネットワークアナライザー

第10項 センサー



## 研究不正への対応(新ガイドライン)

研究活動における不正行為への対応等に  
関するガイドライン

平成26年8月26日 文部科学大臣決定

公正な研究活動の推進

## “責任ある研究活動”

研究不正行為(捏造・改ざん・  
盗用)の防止

生命倫理

利益相反

法令遵守

安全保障輸出管理

大学におけるリスクマネジ  
メントの一環として実施

## グリーンブック

科学の健全な  
発展のために

— 誠実な科学者の心得 —

日本学術振興会  
『科学の健全な発展のために』編集委員会 編

日本学術振興会(丸善出版)

## 5. 安全保障への配慮

太郎は、申請書の研究計画を書く際、アメリカの共同研究者の下にいる。定期間、研究室に受け入れたらどうだろうかと考え、教授に相談したところ、身国は、確か、懸念国だったんじゃないかな。彼を受け入れられるかどうか、輸出管理マネジメント室に確かめてみて」と指示を受けました。太郎にとって、理といった概念は見当もつかず、担当者に相談しました。

## 5.1 機微技術などの安全保障輸出管理

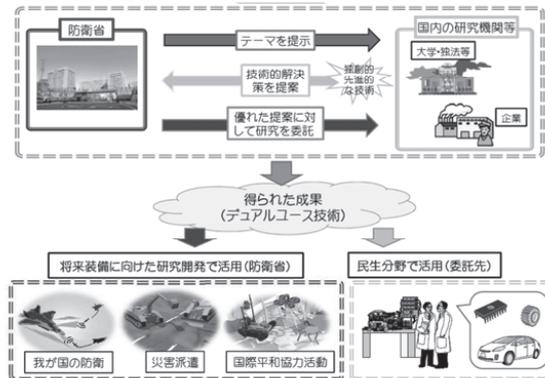


“軍の接近を懸念する日本の研究者たち”  
日本の防衛省が、大学や研究機関などの基礎研究に対する研究資金制度を初めて設けた。

David Cyanoski, Nature **521**, 13 (2015)  
(May 7, 2015)

## 防衛省(競争的研究資金)

### 安全保障技術研究推進制度



### デュアルユースの意味合いの変化

研究・教育のグローバル化  
留学生・外国人教員・研究員

現実の課題

工学の目標は人類の幸福  
理学の目標は真理の探求

教員・研究者

工学は不可能を可能にし、  
理学は未知を既知にする

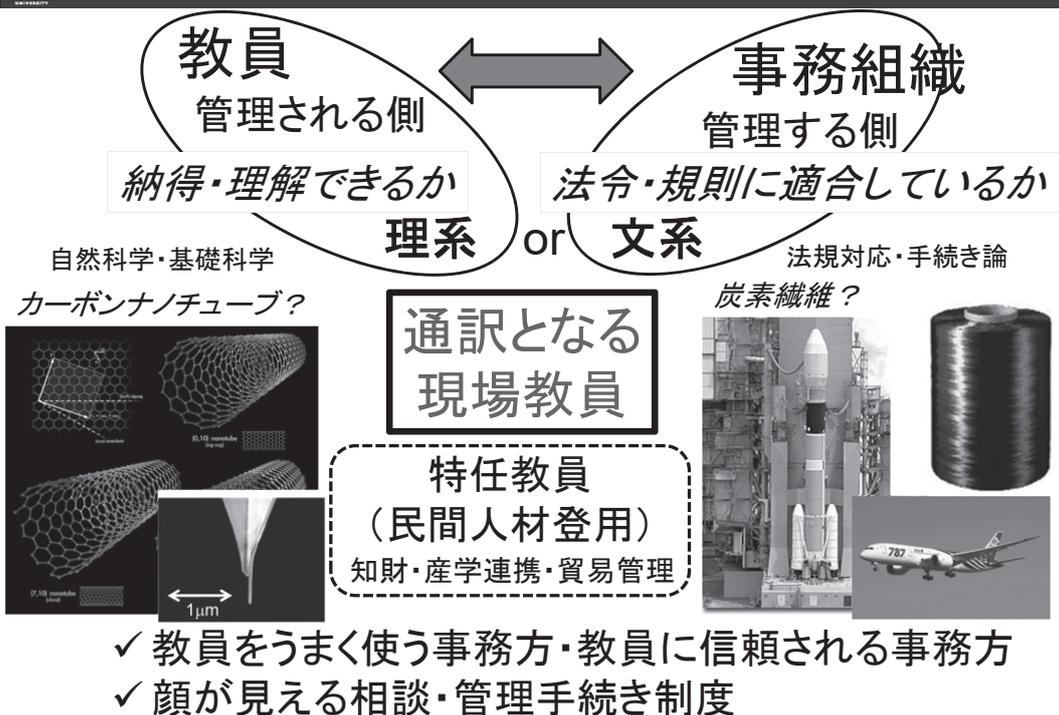
研究倫理・職業倫理  
制度の合理的説明

研究は、常に現在進行形。！  
将来の到達可能性...？  
リスト規制の定量的根拠??

法・規制

コンプライアンス(法令等遵守)  
(ex. 安全保障輸出管理)

決まり(ルール)だから...  
社会への説明責任！  
教員を守るため...！！



## 2. 東北大学の 安全保障輸出管理体制



## 管理体制構築までの東北大学のあゆみ

11/41

- 平成17年 4月 「大学等における輸出管理の強化について」【経済産業省】
- 平成18年 3月 「大学等における輸出管理の強化について」【経済産業省】  
「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」【文部科学省】
- 平成20年 1月 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス【経済産業省】
- ” 3月 「外為法等への対応方法」の公表(東北大学産学官連携推進本部)  
※文部科学省大学知的財産本部整備事業「21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」

平成21年 7月 **イラン人留学生受入れに関する外為法違反への疑いに関し読売新聞報道**  
**“核疑惑機関から留学生?! 東北大イラン人に処理法指導”**

暫定的に国際  
交流課が対応

- ” 8月 「安全保障輸出管理体制」検討タスク・フォース(TF)委員会設置  
⇒ 管理体制及び規程の検討開始
- ” 9月 暫定の相談窓口(産学連携課内)の設置  
機微技術等の保有状況に係る暫定調査の実施
- ” 11月 産学連携課内に「安全保障輸出管理室」(室長1, 室員2)を設置  
「大学及び公的研究機関における輸出管理について」【文部科学省】
- 平成22年 1月 TF委員会の検討結果の報告  
**管理体制及び安全保障輸出管理規程の承認(役員会)**  
関係各課に対する協力要請
- ” 2月 学内説明会(教員向け, 事務担当者向け)
- ” 2月 **安全保障輸出管理細則の制定**(統括責任者)

平成22年 3月 **安全保障輸出管理体制スタート**(規程・細則の施行)



## 管理体制構築までの東北大学のあゆみ2

12/41

### 大学における安全保障輸出管理組織の所属はどこが適当？

- 平成21年7月 新聞報道, 省庁対応 暫定的に国際交流部国際交流課  
↓ 国際関係かな?
- 平成21年9月 暫定相談窓口: 研究協力部産学連携課
- 平成21年11月 研究協力部産学連携課安全保障輸出管理室 輸出? 産学連携かな?
- ↓
- 平成22年 研究協力部研究協力課安全保障輸出管理室 研究協力かな?
- ↓
- 平成23年 コンプライアンス推進部安全保障輸出管理室 コンプライアンスかな?
- ↓
- 平成24年 法務・コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課安全保障輸出管理室 法務も?
- ↓
- 平成26年 総務企画部コンプライアンス推進課安全保障輸出管理室  
全体を見渡せるところか?



東北大学安全保障輸出管理室HP  
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/index.html>

「HOME」⇒「活動報告書(PDF)」

居住性の判定や例外規定の適用誤り等による法令違反を防止するために、**教員個人任せではなく、東北大学として組織的に確認を行う**

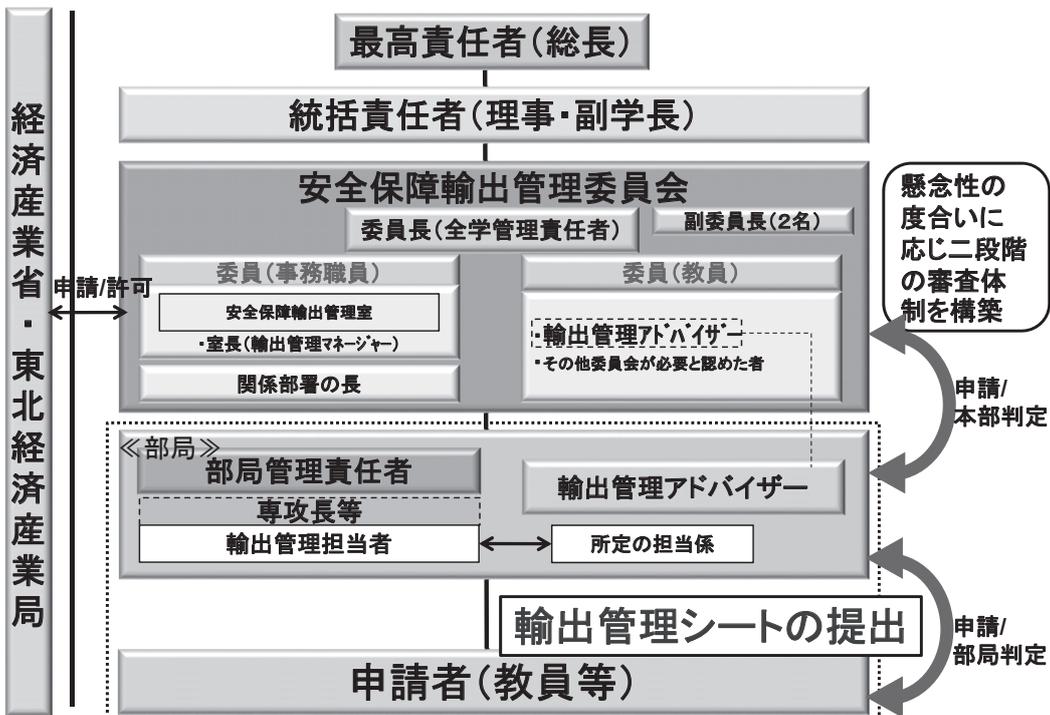
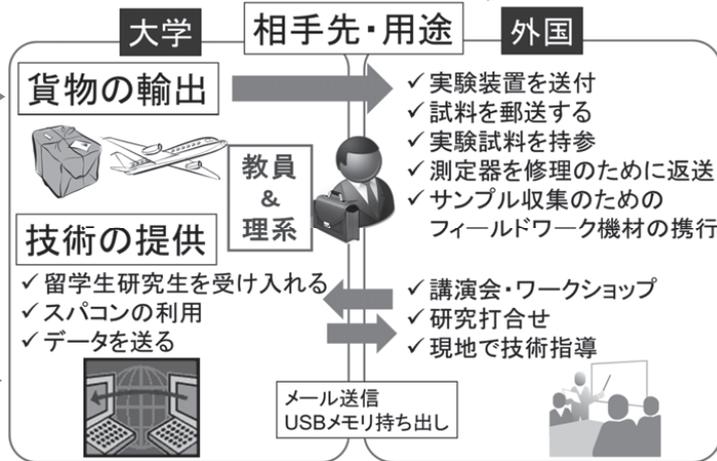
×管理・制限

学内手続きにより許可要否を組織として事前に確認

不要

必要

許可申請  
許可取得





## 東北大学の輸出管理体制／委員会と管理室 15/41



### 東北大学

常勤教職員数 6,432名 (H29.5.1現在)

学生数(学部, 大学院) 18,019名 内留学生1,583名  
(H29.5.1現在)

東北大学

総事業費 1,451億円 (H28年度) ※東北大学概要2017より

各部局輸出管理担当者(総務系事務職員) 31名(係長級)

### 安全保障輸出管理室 4名

室長・輸出管理マネージャー(課長1名)

室員(係長級1名, 事務一般職員1名, 事務補佐員1名)



### 安全保障輸出管理委員会 39名

委員長・全学管理責任者(教員1名)

副委員長(教員1名, 技術系職員1名)

各部局委員(教員30名)

本部事務系委員(部・課長級6名)



## 東北大学の輸出管理体制の特徴 16/41

16/41

### 安全保障貿易管理の専門家はいない

(学外から経験者・有識者を招聘していない)

#### 本部事務組織 (職員異動)

経験年数(H21~)

総務企画部コンプライアンス推進課	課長(室長兼任 輸出管理マネージャー)	2年
安全保障輸出管理室	室員(係長級) (前所属: 部局総務系)	2年(4代)
	室員(一般職員) (前所属: 本部経理系)	1年(2代)
	室員(非常勤職員) (前所属: 国際交流系)	5年(4代)

学内手続・組織管理・関係省庁対応

#### 安全保障輸出管理委員会 (委員交代)

委員長・全学管理責任者(教員1名) 工学研究科マテリアル系教授 3年(3代)

副委員長(教員1名, 技術系職員1名) 医学系研究科教授・電気電子系安全管理

各部局委員(教員30名) 0.5年 3年

本部事務系委員(部・課長級6名)

リスト規制の専門性・教員対応・学内コンセンサス

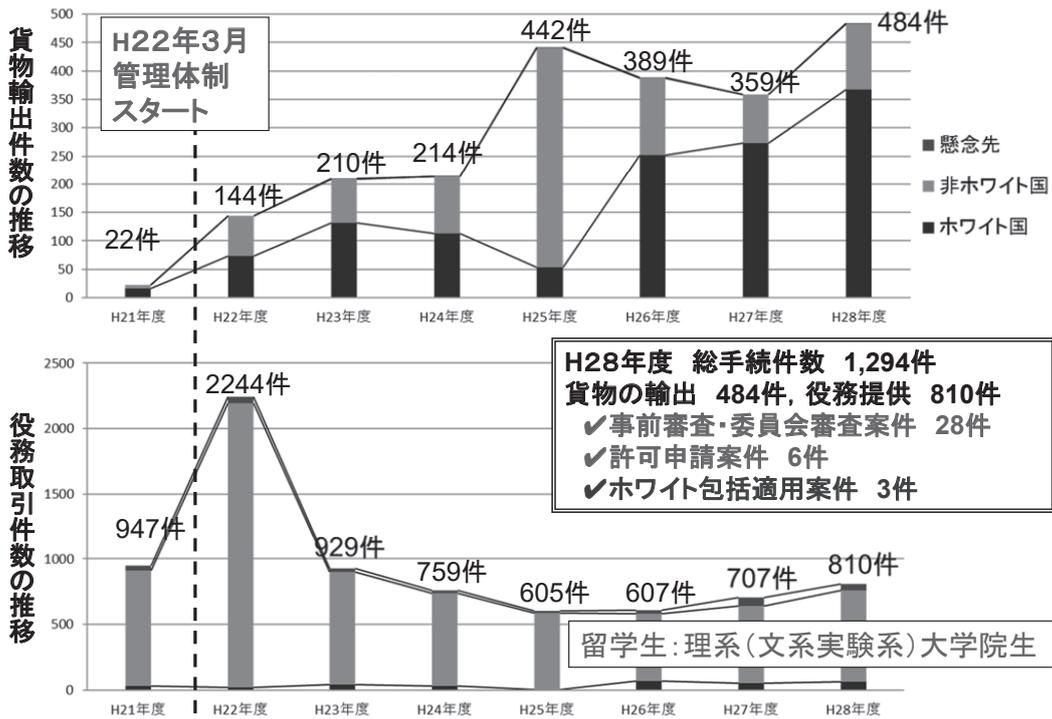
各部局輸出管理担当者(総務系事務職員) 31名(係長級) 3~4年

**10年で100名以上の事務職員, 100名近い教員が関与**



# 判定手続件数の推移

17/41



# 東北大学の輸出管理手続(全体像)

18/41







5. 相手先の確認【事前確認】【取引審査】 ※相手先が非ホワイト国の場合

1 相手先についての懸念の有無

相手先チェックリスト（別紙1）に記載の懸念情報がある。  
（該当する相手先チェックリストNo: \_\_\_\_\_）

相手先チェックリスト（別紙1）に記載の懸念情報はない。

2 おそれがないことが「明らか」か

明らかガイドラインチェックリスト（別紙2）に記載の懸念情報がある。  
（該当する明らかガイドラインチェックリスト技術No: \_\_\_\_\_ /貨物No: \_\_\_\_\_）

明らかガイドラインチェックリスト（別紙2）に記載の懸念情報はない。

6. 用途の確認【事前確認】【取引審査】 ※相手先が非ホワイト国の場合

1 用途についての懸念の有無

用途チェックリスト（別紙3）に記載の懸念情報がある。  
（該当する用途チェックリストNo: \_\_\_\_\_）

用途チェックリスト（別紙3）に記載の懸念情報はない。

※相手先が懸念先を除く非ホワイト国であって、記5、又は記6で懸念情報もない場合は、以下記入・提出不要です。

7. 懸念区分との関連性等の確認【取引審査】 ※相手先が懸念先又は懸念情報がある場合

1 懸念40品目との関連性

輸出貨物又は提供技術は、懸念40品目（別紙4）に該当する。

該当No	懸念用途	<input type="checkbox"/> 核	<input type="checkbox"/> ミサイル	<input type="checkbox"/> 生物兵器	<input type="checkbox"/> 化学兵器
------	------	----------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

懸念区分との関連性  有  無（理由: \_\_\_\_\_）

輸出貨物又は提供技術は、懸念40品目（別紙4）に該当しない。

2 研究目的・目標

3 研究方法

研究対象: \_\_\_\_\_

4 大量破壊兵器等

5 懸念区分との関連性 ※その理由も明記下さい。

6 大量破壊兵器等への転用可能性（リスト規制レベルへの到達可能性） ※その理由も明記下さい。

相手先が非ホワイト国の場合に記載

“キャッチオール規制”

相手先が懸念先（懸念国、国連武器禁輸国、外国ユーザーリスト、軍事・国防関連機関）の場合のみ記載

懸念性の度合いに応じて審査項目を段階的に増やして慎重な審査を実施！



## 入口管理／判定手続の特徴・濃淡管理

懸念性・リスク	一次審査	二次審査	最終審査
<b>高 High-risk:</b> 転用可能性が相対的に高い重大なケース	部局管理責任者（部局長）	安全保障輸出管理室（事前審査を実施）	安全保障輸出管理委員会、統括責任者（副学長）
<b>中 Middle-risk:</b> 該非判定等に慎重な判断を要するケース	部局管理責任者（部局長）	安全保障輸出管理室	
<b>低 Low-risk:</b> 明らかに許可不要な軽微なケース	部局管理責任者（部局長）		

二次：事前審査



最終：安全保障輸出管理委員会



最終確認





➤ 取得対象者

- ①留学生(正規・非正規) ②外国人研究者(雇用・非雇用)

➤ 誓約内容

指導(受入)教員との相談のうえ、必要に応じて

**外為法等に従い所定の手続を行う**

- ✓ 研究上の技術情報を在学(在職)中又は修了(退職)後に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合

**研究で知り得た技術の国外持ち出し**

- ✓ 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を、在学(在職)中又は修了(退職)後に外国に輸出しようとする場合

**研究の結果得られた貨物の輸出**



◆受入れ時に承認された場合でも  
修士課程>博士課程>PDなどで研究テーマ・  
提供技術が変わる場合は再確認・再判定を実施

- 提供技術の内容に追加・変更が生じた場合
- 受入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、国籍のある国が新たに懸念国や国連武器禁輸国に指定された場合

↓  
**再確認・再判定手続**



# 中間管理／輸出管理に関する調査

27/41

## ◆ 学内規程に基づく調査の実施

調査内容は学内の管理状況等により変更

今年度は下記について調査

- ・リスト規制技術等の保有状況等について(輸出管理シート提出時に活用)
- ・各研究室における入口管理～出口管理の理解度について

### 教員

- ・各研究室で保有している貨物、技術の自己把握
- ・輸出管理意識の向上

### 管理者

- ・研究分野の確認
- ・機微技術保有状況等の把握

特別形式第10号(第10号関係) 調査票

調査票様式

所属部署	
専攻・研究部門等	
研究分野	<input type="checkbox"/> 理工系 <input type="checkbox"/> 農林系 <input type="checkbox"/> 工学系(機械系) <input type="checkbox"/> 工学系(情報系) ※1
代表者(姓・氏名以外)	連絡担当氏名

※1 研究分野が「工学(情報系)」の場合は、以下の2項目に該当し、状況により機械系及び情報系、農林系(農林系)の両方を、輸出管理シートに申告する必要がある場合があります。両方とも申告してください。

※2 代表者(姓・氏名以外)は研究分野(研究室)の代表者(専任)にしてください。

I. 調査項目

1. 研究室で実施されている主な研究テーマの概要を記入してください。  
 研究室内で実施されている研究テーマの概要(研究内容)を、可能な限り詳しく記入してください。  
 研究室内で実施されている研究テーマの概要(研究内容)を、可能な限り詳しく記入してください。

研究室内の主な研究テーマ  
 前記調査票より研究テーマの追加変更なし

2. 研究室において、昨年度(平成28年度)受入れられた留学生や外国人研究者(以下留学生等)については、すべて安全設備輸出管理に関する承認を得ていますか。  
 はい(チェックボックスで「承認済み」であることを確認し、添付書類を提出してください。)  
 いいえ(※チェックボックスで「承認済み」であることを確認し、添付書類を提出してください。また、今年度受入れの留学生等についても承認済みの場合は必ずご報告ください。)  
 留学生等の受入れがなかった(※承認済みです。承認済みのご報告をお願いします。)

3. 上記で受入れている留学生等については、すべて書類を提出していますか。  
 はい  
 いいえ(※留学生等の受入れがなかった場合は、研究室内の書類を提出してください。)

たは懸念情報に有する相手方に該当するかどうかを以下のいずれかで回答してください。  
 はい(※今年度は輸出管理により懸念の程度を確認してください。)  
 いいえ(※今年度は輸出管理により懸念の程度を確認してください。)

## 輸出管理の適正な実施・実効性の確保



# 出口管理／終了前確認手続

28/41

【導入の時期】平成23年8月1日～

【導入の理由】留学生・外国人研究者の受入期間の終了時点において、受入前の判定手続で審査していなかった新たな技術や懸念区分が明らかになった場合に、帰国等により将来、当該技術が外国において再提供されても問題がないことを終了前までに確認する必要があるため

### (懸念されるケース1)

非ホワイト国の外国ユーザーリストに掲載されていない大学で学位を取得した留学生(大学院学生)で、受入れ前に「取引承認」と判定した上で本学の大学院において受け入れた方が、大学院修了し、帰国する際に外国ユーザーリスト掲載大学に就職することが修了前に明らかとなった場合

受入教員等から提供した技術が当該留学生から外国ユーザーリスト掲載大学に再提供されても問題ないかどうかを帰国前に改めて確認・審査

懸念される技術がある場合にはこれを持ち帰らせないようにしなければ、最悪、懸念される技術が懸念される相手方に渡り、結果として大量破壊兵器等に転用されることにもなりかねない!

### (懸念されるケース2)

受入れ前に技術提供について「取引承認」と判定した外国ユーザーリスト掲載大学で学位を取得した留学生(大学院学生)に対する提供技術の内容に追加・変更があった場合

本来、提供する技術の内容に追加・変更がある場合には、提供前に再確認又は再判定手続を行わなければならないが、仮にその事実が提供後(終了前)に明らかとなった場合には、受入教員等から当該留学生に対する技術提供に懸念がなかったことを組織的に確認しなければ、上記と同じリスクが否定できない!

◆ 終了前確認シートによる出口管理

- Check 1: 受入時に承認を得た範囲内で研究指導を行ったか？

※ 技術提供に追加・変更があったことが終了時点で明らかとなった場合は、事後的に再判定を実施

- Check 2: 進路先が外国UL掲載機関等の懸念先ではないか？
- Check 3: 研究室の試料や機器を持ち帰らないか？

**終了前確認シート**

別添様式第9号 (第9条関係)

記入年月日: 平成 年 月 日

所属部署	
専攻・研究部門等	
研究分野	

1. 進路状況等【懸念先確認】【事前確認】

受入者氏名	所属部署
進路内容	<input type="checkbox"/> 帰国 <input type="checkbox"/> 就職 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 受入期間の変更 ※以下に変更後の期間を記載して下さい。 (始期) 平成 年 月 日 ~ (終期) 平成 年 月 日 <b>Check2</b> 受入の身分・変更後の身分を記載して下さい。 変更前の身分: _____ 変更後の身分: _____
進路先の名称	※懸念先の名称がない場合は、国名・都道府県名を記入して下さい。 <input type="checkbox"/> 外国→インターネット掲載機関 (国) _____ <input type="checkbox"/> 懸念国( ) <input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域 ( ) <input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> その他非ホワイト国 ( ) <input type="checkbox"/> ホワイト国 ( )
進路先の所在国・種別	
進路先の懸念区分	<input type="checkbox"/> 核兵器 <input type="checkbox"/> ミサイル <input type="checkbox"/> 生物兵器 <input type="checkbox"/> 化学兵器 <input type="checkbox"/> 通常兵器 ※懸念の懸念区分がある場合は、受入時に懸念先として事業を行った場合は( )は、記す。以下すべて記載して下さい。
提供技術の内容の追加・変更の有無	<b>Check1</b> 前の内容に当初申請時からの追加・変更無し。 前の内容に当初申請時からの追加・変更有り。 ※・変更があった場合は、追加・変更した技術情報について記す。以下に記す。
貨物の持ち帰りの有無	<input type="checkbox"/> 受入者の貨物の持ち帰り無し。 <input type="checkbox"/> 有り。 ※記すについては、以下に記載して下さい。 ※前記以外の進路内容に追加・変更があった場合は、以下、記すも記入・提出が必要です。

※受入時に懸念先として事業を行った場合は、以下、記すも記入・提出が必要です。(ただし)

入口管理に基づいて終了前に事務からリマインダー



## ➤ 教育・研修の実施

- ✓ 教員向け, 事務向け説明会
- ✓ 新規採用教職員向け説明会
- ✓ 専門研修会(アドバイザー研修会)
- ✓ Eラーニングによる講習の配信  
(今年度より運用開始)

**安全保障輸出管理講習**  
第1部  
～外為法による規制～

講師 安全保障輸出管理委員会委員長兼  
安全保障輸出全学管理責任者  
工学研究科 教授 吉見 享祐

© 2017 Tohoku University

東北大学インターネットスクール  
(ISTU)にて配信

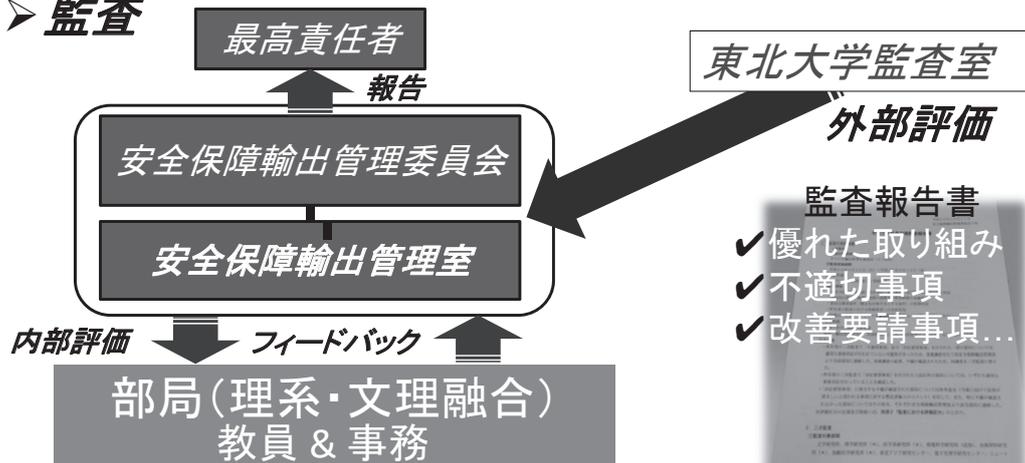
## ➤ 啓発活動の実施

- ✓ 東北大学安全保障輸出管理HP
- ✓ ハンドブック
- ✓ ポスター, etc.



説明会 (工学部等新任教職員FD)

## ➤ 監査



## ➤ 活動報告



運用改善, プレゼンスの向上

## 3. 学内管理体制 構築の課題

### ① 主導者

- ・役員のリーダーシップ
- ・使命感をもってリードする教員(キーパーソン)

### ② 実働者

- ・所管部署(留学生, 国際交流, 研究協力,  
産学連携, 法務・コンプライアンス)
- ・専任者(学内? 民間人材? 特任教員の登用?)

### ③ 管理対象範囲

- ・法令対応 ⇔ 負担増に係る学内の反発... 導入の経緯,
- ・リスク管理 趣旨・目的, 費用対効果の説明が不可欠

- ・部局:輸出管理アドバイザー(理系部局の教員を中心に計44名)
- ・本部:全学管理責任者, 安全保障輸出管理委員会委員  
(輸出管理アドバイザーの一部と本部事務部・課長等, 計39名)

系統	輸出管理アドバイザーの専門分野
材料	構造・機能材料(委員長・全学管理責任者), 材料加工, 材料(薄膜・表面界面)物性, 組織制御工学, 集積システム, ナノ・マイクロデバイス
工学	航空宇宙, 固体地球惑星物理, 構造・機能材料, 計測工学, ロボット工学, 地球資源工学, 電気電子工学(副委員長), 土木都市計画, 交通
情報	情報システム, ソフトウェア
物理	素粒子, 原子核, 宇宙線, 宇宙物理・実験, 結晶物理
化学	無機化学, ナノ材料化学, ナノ構造科学
生命	衛生学・公衆衛生学(副委員長), 実験病理学, 人体病理学, 公衆衛生学, 応用微生物, 腫瘍生物学, 遺伝学, 放射線科学, 保存治療系歯学
その他	地質学, 園芸科学

**教員力の活用により, 事務方目線の管理を補完!**  
⇒教員の理解・協力を得やすい

- ◆ 関係部署と連携することにより、通常の事務手続きに輸出管理を組み込むことが可能に

関係部署	けん制体制強化のための協力内容
教務・入試	研究生・大学院生の入学願書に輸出管理のチェック欄
留学生	・留学生(正規・非正規)から誓約書を取得 ・国費留学生の学内公募通知に留意事項を付記 ・「留学生受入れ手引書」に輸出管理に関する項目を付記
人事	・外国人研究者から誓約書を取得 ・採用上申・伺書に輸出管理のチェック欄 ・兼業依頼状に輸出管理のチェック欄
国際交流	・客員研究員(外国人)から誓約書を取得 ・客員研究員の受入調書に輸出管理のチェック欄 ・交流協定締結計画書に留意事項を付記
研究推進	科研費の学内公募通知に留意事項を付記
産学連携	共同研究契約書等(ひな形)に輸出管理条項を規定, etc.

※誓約書の取得は、取得対象者への説明に加えて、部局窓口(教務係、人事係等)や受入教員にも提出理由を理解してもらう必要がある



外為法は、国籍等を理由に外国人を差別・排除する対応を大学側に求めている訳ではない！

⇒教員が自らの研究に対して想定されるリスクを正しく理解・認識して提供技術を管理する必要

例えば、材料研究のケースでは...

対象材料	実験内容
✓懸念40品目：チタン合金，マルエー， ジング鋼，炭素繊維，ガラス繊維， アラミ繊維，人造黒鉛	✓材料創製：アーク溶解，高周波溶解， プラズマ溶解，放電プラズマ焼結， 雰囲気制御熱処理等
✓リスト規制対象品目：アルミニウム合 金，金属性磁性材料，超電導材料， タングステン合金，ジルコニウム合金， モリブデン合金，ステンレス鋼，複合 材料等の高温・耐熱・高強度材料	✓材料評価：圧縮試験，引張試験，曲げ 試験，熱膨張試験，高温クリープ試験， 硬さ試験等  ✓材料解析：電顕観察，X線構造解析， 超音波振動解析等
✓その他：上記以外	✓材料理論：第一原理計算，有限要素計算

↑  
リスク

## 5. おわりに

## ◆人材育成・配置

✓専門事務職員の異動・昇進・処遇

✓委員会(教員)のスリム化

## ◆管理運用

✓形骸化の防止(実効性の確保)

## ◆普及啓発

✓公正研究を推進するための総合的な  
コンプライアンス対応

✓外国人教員の増加への対応

## おわりに

東北大学が安全保障輸出管理規定を定めて丸8年が経過いたしました。おかげさまでこの間、輸出管理に関して大きな問題を生じることなく、粛々と諸手続きを進めることができました。これもひとえに東北大学教職員の皆様のご理解とご協力によるものです。この場をお借りして、改めて御礼申し上げます。

ここ1、2年、輸出管理の重要性と必要性に関して、全学でその理解が急速に深まりつつあるように感じられます。公的研究費申請や国費留学生受入れなど、様々な場面で輸出管理の状況を問われることが日常的になってきたことが理由の一つであるように思います。安全保障輸出管理委員会ならびに安全保障輸出管理室では例年、春と秋に片平キャンパス、星陵キャンパス、青葉山キャンパスで教員全学講習会を開催しておりますが、たいへん多くの教職員の皆様にご出席いただけるようになりました。また年1回、各部署のアドバイザーの先生方にお集まりいただき研修会を開催しておりますが、こちらでも輸出管理に対する関心が日に日に高まっていることを実感いたします。本年度からは新たにインターネットスクールを経由して「安全保障輸出管理講習」の配信を開始いたしました。これを契機に研究室、ゼミ、サークル、係や室など、より小さな単位を通して、学内の隅々まで輸出管理に対する理解が一層深まっていくことを期待しております。

近年、本学では国際共同大学院プログラム等の推進により、留学生、外国人研究者の受入れに加えて、本学の学生を海外の大学に派遣するケースが急増しております。これによって、実験試料や装置等の貨物の輸出のほか、共同研究、共著論文の執筆に必要な技術データの提供等による輸出案件も増えてきております。これまで、教員全学講習会やアドバイザー研修会等の場では、電子メールなどによってデータを送信したり海外で技術指導したりすることも輸出行為としてご注意いただきたい旨お願いしてまいりましたが、分かりにくさをご指摘いただくこともございました。そこで本年度、技術データ提供に関するチェックフロー図の検討に着手いたしました。平成30年度早々にはご利用いただけるよう準備を進めましたので、共同研究や共著論文執筆の際にご活用いただけたらと思います。

一方、昨今、国内法人でありながらも、本学が海外にある企業との共同研究が学内で散見されております。この場合、外為法では規制の対象にならないところではありますが、企業内での情報漏洩・伝達の懸念を払拭することができないのが実情です。したがって、本学が海外にある企業との共同研究にはMTA契約も含めて十分な注意を払わねばなりません。極東アジアでは、大量破壊兵器の開発や軍事力の拡大による国家間の緊張が依然続いています。大学という特殊性を考慮し、外為法を遵守することに加え、私達を取り巻く社会情勢を理解し各々が情報の自己管理に努めていくことも、大学人として求められているところかと考えます。東北大学の教職員の皆様におかれましては、安全保障輸出管理に対してまして更なるご理解とご協力をお願いいたします。

安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長  
国立大学法人東北大学大学院工学研究科 教授 吉見 享祐

